

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	令和２年９月29日
【中間会計期間】	自 令和２年１月１日 至令和２年６月30日
【会社名】	ビーポスト・エスエー／エヌヴィー (bpost SA/NV)
【代表者の役職氏名】	最高経営責任者兼取締役 ジャン - ポール・ファン・アフェル マート (Jean-Paul Van Avermaet, CEO and Director)
【本店の所在の場所】	ベルギー王国 1000 ブリュッセル サントル モネ マンサント ラン (Centre Monnaie-Muntcentrum, 1000 Brussels, Belgium)
【代理人の氏名又は名称】	弁護士 藤田 元康
【代理人の住所又は所在地】	東京都千代田区丸の内二丁目１番１号 明治安田生命ビル 外国法共同事業法律事務所リンクレーターズ
【電話番号】	(03)6212-1200
【事務連絡者氏名】	弁護士 藤井 友弘
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内二丁目１番１号 明治安田生命ビル 外国法共同事業法律事務所リンクレーターズ
【電話番号】	(03)6212-1200
【縦覧に供する場所】	該当なし

- (注) 1. 本書において、別段の記載がある場合を除き、「当社」とは、ビーポスト・エスエー／エヌヴィーを意味し、「ビーポスト」及び「当社グループ」とは、当社及びその連結子会社を意味するものとする。
2. 当社の事業年度は各年の12月31日に終了する。
3. 本書記載の「¥」又は「円」は日本国の法定通貨を、「ユーロ」は欧州共同体設立条約（その後の改正を含む。）に基づき欧州経済通貨同盟に参加している欧州連合加盟国の統一通貨を指すものとする。本書において便宜上記載されている日本円への換算は、1ユーロ＝125.47円の換算率（令和2年8月31日現在の株式会社三菱UFJ銀行による対顧客直物電信売買相場の仲値）による。
4. 本書記載の各種金額及びパーセントは四捨五入されているため、合計は計数の総和と一致しない場合がある。
5. 本書において、別段の記載がある場合を除き、下記の用語は以下の意味を有する。

1971年法	ビーポストの設立及び一定の郵便サービスに関する1971年7月6日付法律（その後の改正を含む。）
1991年法	一定の営利目的国営企業の改革に関する1991年3月21日付法律（その後の改正を含む。）
2015年法	一定の営利目的国営企業の改革に関する1991年3月21日付法律を改正する、2015年12月16日付法律
特別SGEI（一般的経済利益を有するサービス）	特別SGEI（一般的経済利益を有するサービス）は、その性質上、1回限り提供されるSGEI（一般的経済利益を有するサービス）である。特別SGEI（一般的経済利益を有するサービス）には、配達人の社会的役割、「プリーズ・ポストマン（Please Postman）」サービス、一般向け情報の配信、投票用紙小包の配達、宛先特定及び宛先不特定の選挙関連印刷物の配達、団体が発送する郵便物の特別料金での配達、料金受取人払制度に該当する書信郵便物の配達、選挙中の参加費用の支払、制裁金の財務上及び行政上の処理、漁業許可証の印刷及び販売並びに切手の販売が含まれる。
広告郵便	販売目的で、及び／又は特定の商品若しくはサービスの購入を促進させることを目的として、顧客又は潜在的顧客に郵送される通信物
ベルギー会計基準	ベルギーにおいて適用される会計の枠組み
ベルギー政府	ベルギー王国及びベルギー王国連邦政府
キャッシュ・フロー	ある期間の収入及び支出に代わり、会社の入金（キャッシュ・インフロー）及び出金（キャッシュ・アウトフロー）を示す財務書類
当社	ベルギー法に体系化された公法に基づく有限責任会社（ <i>société anonyme de droit public/naamloze vennootschap van publiek recht</i> ）であるビーポスト・エスエー／エヌヴィー
日常のSGEI（一般的経済利益を有するサービス）	金融サービス（郵便預金口座への現金による預金受入れ及び支払、あらゆる口座への現金による預金受入れ並びに国内の郵便為替の発行を含む。）の提供及び社会福祉手当の宅配などの日常業務に関するSGEI（一般的経済利益を有するサービス）
分配可能金	ある期間にかかる損益に、前期から繰越された損益を（加減後の額が正の数である限りにおいて）加減したもの
1株当たり配当	1年間に支払われる配当金支払額の総額（中間配当を含むが、特別配当は含まない。）を発行済普通株式数で除した金額
EAT（当期利益）	税引後利益

EBIT	利息及び税金控除前利益
EBITDA	利息、税金、減価償却費及び償却費控除前利益
EC	欧州委員会
資本	資本金、準備金、利益剰余金及び非支配持分合計
EU	欧州連合
第5マネジメント契約	2013年5月29日付国王令により承認され、2013年1月1日に遡って効力を生じた、当社及びベルギー政府間で2013年6月7日に締結されたマネジメント契約
FTE	フルタイム勤務に準ずる従業員。フルタイム勤務の従業員及び臨時従業員をフルタイム従業員に換算した場合の平均
IAS	国際会計基準
IBPT/BIPT	ベルギーの郵便行政当局であるベルギー郵便電気通信庁 (<i>Institut Belge des Services Postaux et des Télécommunications / Belgisch Instituut voor Postdiensten en Telecommunicatie</i>)
ICT	情報通信技術
IFRS	EUが採用する国際財務報告基準
メールセンター	郵便物の配送・集荷を運営する施設
郵便サービス (MSO)事業	書信、出版物、宛先不特定郵便及び小包の集荷、仕分け、輸送及び配送を行なう事業ユニット
マネジメント契約	公共サービス（一般的経済利益を有するサービス）及びかかるサービスの実施方法に関する、ベルギー政府と公法上の有限責任会社との間の取決め
EU加盟国	欧州連合加盟国
非支配持分	直接にも間接的にも親会社に帰属しない子会社の資本
営業費用	原材料費、サービスその他の商品、人件費、その他営業費用、減価償却費及び償却費から構成される。法人所得税費用及び金融費用は除外される。
営業フリー・キャッシュ・フロー (FCF)	営業活動によるキャッシュ・フロー及び投資活動によるキャッシュ・フローに相当する。
営業収益	売上収益とその他営業収益の総和。その他営業収益とは、資産処分、受取保険金、受取補助金等その他の営業活動から生じたキャッシュ・インフローの総額のことである。
P&L	損益計算書
小包ロッカー	顧客が年中24時間小包を受け取り投函できる、繁華な地域に設置されたセキュリティ機能付きのロッカー
「プリーズ・ポストマン (Please Postman)」サービス	郵便局又は郵便受けへの移動が困難な高齢者若しくは障がい者又は独居者等に対するサービスの提供を目的とするサービス。これらの者は郵便受けにシールを貼付することで、配達人から一定の基本的なサービス（一定数の切手の販売及び書信の郵送等）を自宅にて受けることができる。
郵便局	ビーポストが提供する郵便、銀行及び保険の全商品並びにサービスを取り扱う出先店舗
ポストポイント	民営又は国営の共同出資者との提携の枠組内での販売拠点

SFPI／FPIM	ベルギー政府が所有するソシエテ・フェデラル・ドゥ・パルティシパシオン・エ・ダンヴェスティスマン・エスエー／フェデラル・パーティシパーシアン・インヴァステリングマーツシャピエ・エヌヴィー (<i>Société Fédérale de Participations et d'Investissement SA/Federale Participatie- en Investeringsmaatschappij NV</i>)
SGEI（一般的経済利益を有するサービス）	小売販売網の運営に係るサービス、日常のSGEI（一般的経済利益を有するサービス）及び特別SGEI（一般的経済利益を有するサービス）を含む、ビーポストが提供する一般的経済利益を有する一定のサービス
第6マネジメント契約	当社及びベルギー政府間で2015年12月3日に締結され、2016年9月1日付国王令により承認されたマネジメント契約
財政状態計算書	「貸借対照表」ともいう。
通常郵便物	大量事務関連・金融関連郵便物（請求書、銀行取引明細書又は商業目的以外の一般通信物等）
売上収益	販売高から払戻分を差し引いた残りの総額
宛先不特定郵便（ポスティング）	ある特定地域のすべての住所に配達される、宛先のない郵便物
ユニバーサル・サービス（USO）	ベルギー国内において、1991年3月21日法が定める管理された質と価格のレベルを保って週5日行なう書信及び小包の集荷及び宅配サービス。ビーポストは、2018年12月31日を期限とする指定ユニバーサル・サービス業者である。

第一部 【企業情報】

第1 【本国における法制等の概要】

以下の記述を除き、2020年上半期中に、本国における会社制度、当社の定款等に規定する制度、外国為替管理制度及び課税上の取扱いについて異動はなかった。

2019年12月31日に終了した年度に関する有価証券報告書（2020年6月30日提出）からの変更は、以下のとおりである（変更箇所は下線で示している。）。

1 会社制度等の概要

（1）提出会社の属する国・州等における会社制度

概要

適用法

（前略）

2020年5月13日、ビーポストの臨時株主総会で、とりわけ新ベルギー会社法の規定の履行を目的とした当社定款の変更が承認された。新たに承認された定款は2020年6月5日付でベルギー政府官報に掲載され、1991年法に従って国王令による承認待ちである（下記「株主総会」の項を参照のこと。）。かかる定款は当社のウェブサイト

(<https://corporate.bpost.be/~media/Files/B/Bpost/documents/8%20bpost%20-%20Articles%20of%20Association%20-%20EN%20-%20final.pdf>)

（以下「当社定款」という。）でも入手可能である。

（中略）

取締役会

取締役会の権限及び責任

取締役会は、当社の目的の実現に必要又は有益なすべての行為をする権限を付与されている。ただし、法律若しくは定款により、株主総会又はその他の管理組織に特に留保されている行為については、この限りではない。

取締役会は、とりわけ、以下について責任を負う。

- ・ 当社及びその子会社の中長期的な戦略及び一般的方針の方向性を定め、定期的に見直すこと。
- ・ 当社及びその子会社のすべての主要な戦略上、財務上及び運営上の事項を決定すること。

- ・ 当社の文化がその戦略の実現に協力的であること、また責任ある、倫理的な行動を促進させることを確保すること。
- ・ 最高経営責任者及びグループ執行委員会による当社の経営を監督すること。
- ・ ベルギー会社法又は1991年法により取締役会に留保されているその他のすべての事項。

(中略)

最高経営責任者

最高経営責任者は、報酬・指名委員会の提案を受けて、取締役会により更新可能な最長6年の任期で任命される。最高経営責任者の任命には、投票数の3分の2の過半を必要とする。最高経営責任者及び取締役会会長は、異なる言語圏（オランダ語とフランス語）に属する者でなければならない。2020年2月12日、報酬・指名委員会の全会一致での推薦により、取締役会は2020年2月26日付で2026年1月12日を任期としてジャン・ポール・ファン・アフェルマートを、ビーポストの新たな最高経営責任者に任命した。

最高経営責任者には、(i) 当社の日常的な経営の権限及び当該経営に関して当社を代表する権限、(ii) 取締役会決議を執行する権限及び(iii) 当社定款第18条第2項に従って取締役会が最高経営責任者に委託する特別な権限が付与されている。

最高経営責任者は定期的に取締役会に報告する。最高経営責任者は、当社が保有する株式に付された議決権の行使を含む日常的な経営の範囲において当社を代表する。

最高経営責任者は、取締役会によってのみ解任される。

(中略)

1991年法委員会

(中略)

1991年法委員会は現在、最高経営責任者（1991年法委員会の委員長を務める。）及びその他2名（オランダ語話者1名、フランス語話者1名）で構成されている。

(中略)

3 課税上の取扱い

(1) ベルギー国における税制

(中略)

配当

専門的活動の行使において当社株式を使用しないベルギー国における非居住者である個人に対し2018年1月1日時点で支払われたか帰属した配当は、（2020所得年度については）812ユーロを上限とするベルギー非居住

者所得税の免除を受けることができる。かかる免除は、特定の法人からの配当もしくは特定の法人を通じた配当又は集合投資手段もしくは共通投資ファンドからの配当には適用されない。当社株式に対し支払われたか又は帰属する配当についてベルギー源泉徴収税が課される場合には、ベルギー国における非居住者は、原則として、ベルギー非居住者所得税申告書において、配当について課された（2020所得年度については）812ユーロを上限とするベルギー源泉徴収税の支払請求又は（場合により）還付請求を行うことができる。ただし、ベルギー国における非居住者である個人がかかる所得税申告書の提出義務を負わない場合には、原則として、2019年4月28日付国王令（*adviseur-generaal van het Centrum Buitenland*” / “*conseiller général du Centre Etranger*）により指名される税務担当者に宛ててかかる請求を申し立てることにより、かかる金額に課されたベルギー源泉徴収税の還付申請を行うことができる。かかる請求は、関連する配当を受け取った暦年の翌暦年の12月31日までに、非居住者の個人であることを証明する証明書及びその他一定の様式（2019年4月28日付国王令により決定された。）とともに提出されなければならない。疑義を避けるために付言すると、ベルギー国における非居住者である個人に支払われたか帰属した配当については、（2020所得年度の）上限額の812ユーロに達しているかどうか（当社株式について支払われたか帰属した配当だけではない。）の精査が考慮に入れられる。

（中略）

当社株式に関する譲渡損益

ベルギー国における非居住者である個人について

ベルギー国における非居住者である個人が、ベルギー国における事業に関連して同国における恒常的拠点又は同国の恒常的施設を通じて当社株式を取得した者でない場合には、当該株式にかかる譲渡益については原則として、課税の対象とならない。ただし、下記の場合において、当該譲渡益がベルギー国内で取得又は受領された場合はこの限りでない。

- ・ 当該譲渡益が、ベルギー国内において取得又は受領した個人の私的財産の通常の管理の範疇外において実現されたとみなされる場合。この場合、当該譲渡益は、当該譲渡益が実現された課税年度の非居住者の納税申告書での報告が義務付けられており、かつ、ベルギーでの課税対象となる可能性がある。
- ・ 当該譲渡益が、ベルギー企業の実質的な（一部の）持分権（処分前の最後の5年間のいずれかの時点でも当社の株式の25%を超える持分権が25%を超える。）を非居住者である会社（又は同様の法的形式で構成された団体）や欧州経済領域（EEA）外の国（又は、その政治的な区域又は地方自治体の一つ）への処分から生じた場合。そして、実現した譲渡益は、特定の状況下において、16.5%の税金が課される可能性がある（関連する地方税が加算される。）。

(中略)

証券取引所における取引にかかる取引税

ベルギー非居住者

ベルギー国内の流通市場においてベルギー非居住者により行われる専門仲介業者を通じた当社株式の購入及び売却その他の有償の取得又は譲渡は、原則的には、証券取引所取引にかかる取引税の対象となる。その適用税率は、株式の取得価格の0.35%で、各取引及び当事者ごとに1,600ユーロを上限とする。また、取引の各当事者（売主と買主）は、専門仲介業者により徴収される税について支払義務を負う。

ただし、以下の当事者が行う取引については、それが自己勘定によるものである限り、証券取引所取引にかかる取引税は課されない。すなわち、(i)2002年8月2日付ベルギー法第2,9条及び第10条に規定の専門仲介業者、(ii)1975年7月9日付ベルギー法第2条第1項に規定の保険会社、(iii)企業年金機構の監督に関する2006年10月27日付ベルギー法第2,1条に規定の退職金に関する専門的機関、(iv)集団投資機関、(v)規制不動産会社、及び(vi)ベルギー国における非居住者（ただし、ベルギー国の金融仲介業者に対し、非居住者であることを確認する旨の証書を交付することを条件とする。）である。

2013年2月14日、欧州委員会は金融取引税に関する指令案を採択した。現状の指令案においては、金融取引税が発効すると、参加加盟国は、金融取引税（又は付加価値税に関する共通制度にかかる2006年11月28日付理事会指令2006/112/ECに規定される付加価値税）以外の金融取引にかかる税金の維持又は導入が禁じられる旨規定されている。したがって、ベルギー国については、金融取引税の発効後は、証券取引所取引にかかる取引税は廃止されなければならない。

2019年には、その協力強化に参加する欧州連合の財務相が、フランスのモデルに基づいた新しい金融取引税の提案やEU財政への貢献としての税の相互性の可能性について議論していることが示された。この新しい金融取引税の最新の草案（2019年12月にドイツ政府に提出された。）によれば、金融取引税は、取引所若しくは類似の第三国の取引所で取引が認められた株式（普通株及び優先株を含む。）又はこれに相当するその他の有価証券（以下「金融商品」という。）の所有権の取得又は類似する取引（例えば、金融商品の交換する方法による金融商品の取得、デリバティブの現物決済による金融商品の取得）の対価に対して最低でも0.2%以上の割合で課税されることになる。参加加盟国のいずれかの国において登録された事務所を有し、それぞれの取引の前年の12月1日の時価総額が10億ユーロ以上である会社又は組合その他の事業体により発行された金融商品を対象とする取引のみが対象となる。

新しい金融取引税は、金融商品の発行者の有する登録された事務所が所在する参加加盟国に対して支払うことになる。

(後略)

第２【企業の概況】

１【主要な経営指標等の推移】

連結財務書類 (注)

(単位：百万ユーロ（１株当たりデータを除く。）)

(下段の括弧内の数値は百万円単位（１株当たりデータを除く。）)

	6月30日に終了した６ヶ月間			12月31日に終了した事業年度	
	2020年	2018年	2017年	2019年	2018年
総営業収益	1,987.3 (249,347)	1,842.5 (231,178)	1,844.9 (231,480)	3,837.8 (481,529)	3,850.2 (483,085)
営業活動に係る利益 (EBIT)	141.3 (17,729)	192.2 (24,115)	208.9 (26,211)	289.9 (36,374)	393.4 (49,360)
当期利益	91.5 (11,481)	113.5 (14,241)	131.8 (16,537)	154.7 (19,410)	263.6 (33,074)
当期包括利益合計 (税引後)	81.8 (10,263)	120.5 (15,119)	119.7 (15,019)	157.7 (19,787)	252.9 (31,731)
資産合計	3,870.2 (485,594)	3,619.3 (454,114)	3,345.1 (419,710)	3,777.1 (473,913)	3,345.1 (419,710)
１株当たり基本的利益 (単位：ユーロ)	0.46 (58円)	0.57 (72円)	0.67 (84円)	0.77 (97円)	1.32 (166円)
営業活動によるキャッ シュ・フロー	341.9 (42,898)	174.9 (21,945)	168.3 (21,117)	424.2 (53,224)	362.0 (45,420)
投資活動によるキャッ シュ・フロー	(34.5) ((4,329))	15.7 (1,970)	(95.6) ((11,995))	(122.2) ((15,332))	(120.8) ((15,157))
財務活動によるキャッ シュ・フロー	(51.0) ((6,399))	(104.9) ((13,162))	(56.8) ((7,127))	(314.1) ((39,410))	(29.5) ((3,701))
銀行借越を除く現金及び 現金同等物の期末残高	922.1 (115,696)	762.1 (95,621)	488.6 (61,305)	669.7 (84,027)	680.1 (85,332)

(注) 2018年第３四半期中にラディアルの取得原価配分を完了した。これにより、2018年第１四半期及び第２四半期の公正価額の一部が修正された。この結果、北米小包・ロジスティクス事業及び欧州アジア小包・ロジスティクス事業の2018年第２四半期に報告された2018年度数値は、比較情報を示すために修正再表示された。昨年度上半期の報告数値と比較して、総営業収益は0.3百万ユーロ増加し、営業費用（減価償却費を除く。）は4.9百万ユーロ減少し、減価償却費は1.3百万ユーロ増加したことから、2018年６月30日に終了した６ヶ月間の当期利益は、昨年同期に報告された数値より3.9百万ユーロ増加している。

報告数値から調整後財務数値への調整

ビーポストはまた、事業成績を調整後ベース、すなわち調整項目を調整して分析している。調整項目とは、その非経常性ゆえに業績分析から除かれる多額の収入及び費用項目である。ビーポストは、収益又は費用が調整項目に分類されるか否かの判断及び調整された数値を保つために報告数値から除外されるに足る重大性を有するか否かの判断に際し、一貫性のある手法を用いている。

調整項目は、金額が20百万ユーロ以上である場合に重大性を有するとみなされる。事業の処分に関するすべての損益は、その金額にかかわらず調整され、買収に係るすべての取得原価配分（PPA）を通じて計上され

る無形資産の年初来の償却及び減損も同様である。収入からの調整により計上された引当金の戻入れについても、その金額にかかわらず調整される。

損益計算書関連

	6月30日に終了した6ヶ月間			(単位：百万ユーロ)	
	2020年	2019年	2018年	12月31日に終了した事業年度 2019年	2018年
報告上のEBITDA	272.9	312.8	285.7	537.6	571.1
アルファディスの売却	0.0	0.0	0.0	(0.6)	0.0
調整後EBITDA	272.9	312.8	285.7	537.0	571.1

	6月30日に終了した6ヶ月間			(単位：百万ユーロ)	
	2020年	2019年	2018年	12月31日に終了した事業年度 2019年	2018年
営業活動に係る利益 (EBIT)	141.3	192.2	208.9	289.9	393.4
アルファディスの売却	0.0	0.0	0.0	(0.6)	0.0
取得原価配分 (PPA) の非資金的影響額	9.3	11.1	11.7	21.5	30.9
営業活動に係る調整後利益 (調整後EBIT)	150.6	203.3	220.6	310.8	424.3

	6月30日に終了した6ヶ月間			(単位：百万ユーロ)	
	2020年	2019年	2018年	12月31日に終了した事業年度 2019年	2018年
当期利益 (EAT)	91.5	113.5	131.8	154.7	263.6
アルファディスの売却	0.0	0.0	0.0	(0.6)	0.0
取得原価配分 (PPA) の非資金的影響額	8.8	10.2	10.6	19.1	26.8
調整後当期利益 (調整後EAT)	100.3	123.7	142.5	173.1	290.4

	6月30日に終了した6ヶ月間			(単位：百万ユーロ)	
	2020年	2019年	2018年	12月31日に終了した事業年度 2019年	2018年
非経常項目営業費用					
減価償却費及び償却費、減損費用	9.3	11.1	11.7	21.5	30.9
非経常項目営業費用合計	9.3	11.1	11.7	21.5	30.9

	6月30日に終了した6ヶ月間			(単位：百万ユーロ)	
	2020年	2019年	2018年	12月31日に終了した事業年度 2019年	2018年
営業フリー・キャッシュ・フロー	307.4	190.6	72.7	302.0	241.2
預り金の増減	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
顧客への未払金	17.1	(23.3)	18.6	(14.0)	(9.7)
調整後営業フリー・キャッシュ・フロー	290.3	213.9	91.3	288.0	231.5

事業セグメントの概観

(単位：百万ユーロ)

	6月30日に終了した6ヶ月間		2019年12月31日に終了した事業年度 (修正再表示)
	2020年	2019年	
郵便・リテール事業			
事務関連郵便物	364.0	382.9	748.0
広告郵便	85.3	121.1	236.0
出版物	171.9	175.7	346.6
近接性と利便性を備えた小売販売網	192.7	233.8	462.6
付加価値サービス	51.3	52.4	103.9
外部からの営業利益	865.2	965.9	1,897.1
セグメント間営業利益	102.9	83.0	174.7
総営業収益	968.1	1,048.9	2,071.7
欧州アジア小包・ロジスティクス事業			
小包ーベルギー、オランダ及びブルクセンブルク	254.1	178.4	380.6
電子商取引に関するロジスティクス	85.6	60.2	133.1
国際小包・ロジスティクス	162.8	149.6	299.5
外部からの営業利益	502.5	388.2	813.2
セグメント間営業利益	5.9	10.0	17.8
総営業収益	508.4	398.2	830.9
北米小包・ロジスティクス事業			
電子商取引に関するロジスティクス	569.0	420.1	1,008.1
国際郵便	42.8	45.0	89.4
外部からの営業利益	611.8	465.1	1,097.5
セグメント間営業利益	3.3	2.5	6.8
総営業収益	615.2	467.6	1,104.2
コーポレート			
外部からの営業利益	7.6	23.3	30.1
セグメント間営業利益	175.9	177.8	372.0
総営業収益	183.5	201.0	402.1

2 【事業の内容】

2020年上半期中に、当社の事業の内容に重要な変更は生じなかった。

3 【関係会社の状況】

(1) 親会社

2020年上半期中に、当社の親会社に異動は生じなかった。

(2) 子会社及び関係会社

連結範囲の変更ーアクティブ・アンツ・インターナショナル・ビーヴィー (Active Ants International BV) の設立

2020年4月1日、アクティブ・アンツ・インターナショナル・ビーヴィーはフルフィルメント（業務受託）事業を欧州全土にわたり更に拡大するために設立された。当社は7.5百万ユーロを支払い75%の同社株式を保有している。次の段階として、残余の株式（25%）に関してコール・プットのオプション契約を予見している。プットの変動行使価格は金融負債として割引額17.5百万ユーロ（上限額に相当する。）認識された。金融負債は損益計算書上で認識される。プット・オプションを前提として、同社は完全統合法を使用して欧州アジア小包・ロジスティクス事業ユニットに統合された。

フレイト・4U・ロジスティクス・ビーヴィー (Freight4U Logistics BV) の取得

2020年4月3日、当社はフレイト・4U・ロジスティクス・ビーヴィーの株式100%を取得した。フレイト・4U・ロジスティクスはブリュッセル空港エリアを拠点として地上輸送を行う会社であり、貨物の分類、貨物の仕分け処理、輸出入関税業務及び貨物の発送等のサービスを提供している。2019年の売上収益は2.8百万ユーロであった。当社はフレイト・4Uの株式を取得するために0.2百万ユーロを支払った。また、2021年から2022年、2022年から2023年又は2023年から2024年の事業年度に平均EBITDAに基づく偶発的対価を予見しており、最大で0.8百万ユーロに上る可能性があるが、負債は予見されなかった。取引費用は経費として2020年の営業費用に含められる。同社は2020年4月から完全統合法を使用して欧州アジア小包・ロジスティクス事業ユニットに統合された。

算出されたのれんは以下の通りである。

取得企業における取得した資産及び受入れた負債の公正価値	(単位：百万ユーロ)
非流動資産	0.1
有形固定資産	0.1
流動資産	0.5
営業債権及びその他の債権	0.5
現金及び現金同等物	0.0
非流動負債	0.0
流動負債	(0.5)
有利子負債	(0.2)
営業債務及びその他の債務	(0.3)
取得した純資産の公正価値	0.0

取得により生じたのれん 0.2

移転された購入対価 0.2

うち

支払現金 0.2

偶発的対価 0.0

取得におけるキャッシュ・フロー分析	(単位：百万ユーロ)
子会社取得によるキャッシュ・フロー	0.0
支払現金	(0.2)
キャッシュ・アウトフロー	(0.2)

流動及び非流動の営業債権の公正価値は0.5百万ユーロとなり、契約上の金額全額を回収できる見込みである。

2020年、フレイト・4Uは0.1百万ユーロの売上収益及び－0.1百万ユーロの当グループの継続事業からの税引前利益に貢献した。

結果として生じたのれん0.2百万ユーロは、将来的な成長及び国境を越えた活動において予想されるシナジーに由来する。のれんは法人税法上、控除される予定はない。

アントヒル・ビーヴィー (Anthill BV) に対する偶発的対価

2020年6月、当社は2018年の契約において予見されていたコール・オプションを行使してアントヒル株式11.4%について3.0百万ユーロを支払った。偶発的債務の公正価値は負債として認識された。かかる支払いは当初算出されたのれんにも当事業年度の業績にも影響しなかった。

また、2020年6月、2018年3月の契約は改訂され、残余のアントヒル・ビーヴィー株式（25%）に関してプットの変動行使価格が再評価され、2020年6月30日現在の割引負債残高合計は上限額である13.3百万ユーロに上った。偶発債務（3.9百万ユーロ）の増加は金融費用に認識された。

4 【従業員の状況】

2020年6月30日現在のビーポストの常勤従業員数は36,274人であった。2020年上半期中に、従業員数に著しい増減はなかった。

第3【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

新型コロナウイルス感染症の影響による対処すべき課題を除き、2020年上半期中に、2019年12月31日に終了した年度に関する有価証券報告書（2020年6月30日提出）の「第一部 企業情報－第3 事業の状況－1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」の記載に重要な変更は生じておらず、新たに定めた経営方針・経営戦略等又は指標等はなく、新たに対処すべき課題は生じなかった。新型コロナウイルス感染症の影響による対処すべき課題については、「第6 経理の状況－1 中間財務書類－（6）中間連結財務書類の注記」3を参照のこと。

2【事業等のリスク】

2020年上半期中に、2019年12月31日に終了した年度に関する有価証券報告書（2020年6月30日提出）の「第一部 企業情報－第3 事業の状況－2 事業等のリスク」の記載に重要な変更は生じなかった。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

グループの概観

外部からの総営業収益は、前年から144.8百万ユーロ増加し、1,987.3百万ユーロとなった。

- ・ 北米小包・ロジスティクス事業の外部からの営業収益は、ラディアルにおける新型コロナウイルス感染症を要因とする既存顧客及び2019年からの新規顧客の成長によって146.7百万ユーロ増加した。
- ・ 欧州アジア小包・ロジスティクス事業の売上増（114.3百万ユーロ）は、主に新型コロナウイルス感染症に伴うロックダウン期間中のネット通販の増加を要因とする小包（ベルギー、オランダ及びルクセンブルク）の既存事業の取扱量増50.0%による売上増（75.7百万ユーロ）が貢献した。
- ・ 郵便・リテール事業の外部からの営業収益は、主に事務関連郵便及び広告郵便に対する新型コロナウイルス感染症の影響を主因とする13.9%の郵便取扱量減少に伴い、100.6百万ユーロ減少した。近接性と利便性を備えた小売販売網の売上高は、アルファディスの非連結化、及びウビウエイ・リテールに対する新型コロナウイルス感染症の影響により減少した。
- ・ コーポレート部門の売上収益は、建物の売却代金の減少によって、15.7百万ユーロ減少した。

調整後減価償却費及び償却費を含む営業費用は、197.5百万ユーロ増加した。これは主に、欧州アジア小包・ロジスティクス事業及び北米小包・ロジスティクス事業における取扱量増加に伴う、人件費、臨時従業員関連費用及び輸送費の増加、並びに新型コロナウイルス感染症のための追加費用によるものである。

調整後EBITは前年から52.7百万ユーロ減少した。2020年上半期の新型コロナウイルス感染症によるグループEBITへの影響は、推定-26.2百万ユーロであった。

正味金融損益は4.0百万ユーロ増加した。これは主として、IAS第19号「従業員給付」に関連する非資金的金融費用の減少によるものであり、その一部はアントヒルの残存株式に関する偶発債務の増加によって相殺された。

関連会社とジョイントベンチャーに関する持分法による投資利益は、ビーポスト・バンクの業績改善によって、前年から3.7百万ユーロ増加した。この増加は、主として2020年第1四半期における債券ポートフォリオの一部売却の実現利益によるものであり、その一部は当年度第2四半期における新型コロナウイルス感染症の影響によって相殺された。

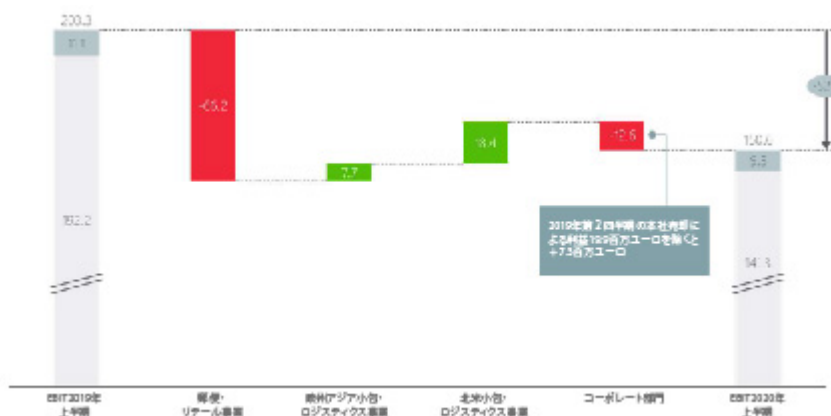
法人所得税費用は、前年から21.2百万ユーロ減少した。これは主として、税引前利益の減少及びベルギーの法定税率引き下げによるものである。

グループの純利益は、91.5百万ユーロであった。

各事業ユニットの調整後寄与額（2020年）

(単位：百万ユーロ)	年初来		
	総営業収益	EBIT	利益率（％）
郵便・リテール事業	968.1	101.2	10.5%
欧州アジア小包・ロジスティクス事業	508.4	49.3	9.7%
北米小包・ロジスティクス事業	615.2	10.1	1.6%
コーポレート部門	183.5	(10.0)	-5.4%
消去（セグメント間の営業収益）	(287.9)		
グループ	1,987.3	150.6	7.6%

各事業ユニットのEBITに対する寄与額の変動は次の通りである。



事業ユニットの業績：郵便・リテール事業

郵便・リテール事業 (単位：百万ユーロ)	年初来		
	2019	2020	増減（％）
外部からの営業利益	965.9	865.2	-10.4%
事務関連郵便	382.9	364.0	-4.9%
広告郵便	121.1	85.3	-29.6%
出版物	175.7	171.9	-2.2%
近接性と利便性を備えた小売販売網	233.8	192.7	-17.6%
付加価値サービス	52.4	51.3	-2.0%
セグメント間の営業収益	83.0	102.9	23.9%
総営業収益	1,048.9	968.1	-7.7%
営業費用	840.9	825.1	-1.9%
EBITDA	208.0	143.0	-31.2%
減価償却費及び償却費	42.3	43.0	1.8%

営業活動による利益（報告上のEBIT）	165.7	100.0	-39.6%
利益率（%）	15.8%	10.3%	
営業活動による利益（調整後EBIT）	167.4	101.2	-39.6%
利益率（%）	16.0%	10.5%	
フルタイム勤務に準ずる従業員・臨時従業員（平均）	21,958	22,590	2.9%

外部からの営業収益は、865.2百万ユーロで、2019年から100.6百万ユーロ（-10.4%）減少した。

国内郵便による売上収益（すなわち、事務関連郵便、広告郵便及び出版物の合計）は、58.5百万ユーロ減少して、621.2百万ユーロとなった。基礎的取扱量の減少は-13.9%となり、2020年3月から2020年5月にかけては、新型コロナウイルス感染症の影響で-20.1%となった。事務関連郵便は、当年度の基礎的取扱量が12.8%減少し、うち、2020年3月から5月にかけては16.7%減少した。同期間において、新型コロナウイルス感染症に伴うロックダウンがすべての郵便の種類にマイナスの影響を及ぼし、特に事務関連郵便及び書留郵便の取扱量が減少した。新型コロナウイルス感染症を除くと、基礎的郵便取扱量は、電子的代替手段及びデジタル化の影響を受ける。広告郵便は、当年度の基礎的取扱量が22.3%減少し、2020年3月から5月にかけては36.2%減少した。これは、主として、新型コロナウイルス感染症による2020年3月18日から5月10日にかけてのすべての不要不急の小売店のロックダウンと、2020年4月3日までの販売促進禁止による、キャンペーンの中止の影響によるものである。出版物の取扱量は、電子的代替手段及び合理化の影響により、基礎的ベースで6.6%減少した。売上収益は、総国内郵便取扱量の減少によって80.1百万ユーロ、選挙によって3.7百万ユーロ減少した。こうした影響は、一部のみ、価格の改善及び品種構成によって24.0百万ユーロ、営業日数の差異によって1.4百万ユーロ相殺された。

郵便・リテール事業	年初来	
	2019年	2020年
郵便物の基礎的取扱量の変動		
国内郵便	-9.3%	-13.9%
事務関連郵便	-10.5%	-12.8%
広告郵便	-6.7%	-22.3%
出版物	-8.0%	-6.6%

近接性と利便性を備えた小売販売網は、41.0百万ユーロ減少して192.7百万ユーロとなった。2019年9月のアルファディスの非連結化の影響（-15.3百万ユーロ）を除くと、減少額は25.7百万ユーロであり、これは主として、新型コロナウイルス感染症に関連する小売販売網の一部閉鎖と銀行・金融売上高の減少に伴う、ウビウェイ・リテールの売上収益減少によるものである。

付加価値サービスは51.3百万ユーロとなり、前年から-1.0百万ユーロとわずかに減少した。これは、サーティポストによって提供されている現在の（ベルギー政府の）電子認証活動の段階的終了、欧州ナンバー・プレート、文書管理による売上収益減少によるもので、一部は違反金管理によって相殺された。

報告上のEBITは、100.0百万ユーロとなり、利益率は10.3%で、2019年から65.7百万ユーロ減少した。報告上のEBITの減少は、主として総営業収益の減少（-80.7百万ユーロ）によるものであり、国内郵便取扱量の減少（-58.5百万ユーロ）、ウビウェイ・リテールの減少、及びアルファディスの非連結化に起因している。こ

の減少は、欧州アジア小包・ロジスティクス事業への再請求の増加によって一部相殺された。営業費用（減価償却費及び償却費）は15.1百万ユーロ減少した。人件費、臨時従業員関連費用及び新型コロナウイルス感染症固有の営業費用の増加は、アルファデイスの非連結化の影響を含むウビウェイ・リテールからの材料費用の減少、回収可能な付加価値税の増加、費用抑制活動及び2020年下半期に向けた費用の期間配分により相殺しきれなかった。調整後EBITは、前年から66.2百万ユーロ減少し、101.2百万ユーロとなった。

新型コロナウイルス感染症は、EBITに推定-51.4百万ユーロの影響を与えた。これは、国内郵便及びリテールの売上への影響、並びに、新型コロナウイルス感染症割増金、安全衛生、欠勤率の増加、及び貸倒れリスクの追加等の追加コストによるものである。

事業ユニットの業績：欧州アジア小包・ロジスティクス事業

欧州アジア小包・ロジスティクス事業 (単位：百万ユーロ)	年初来		
	2019年	2020年	増減 (%)
外部からの営業利益	388.2	502.5	29.4%
小包（ベルギー、オランダ及びルクセンブルク）	178.4	254.1	42.4%
電子商取引ロジスティクス	60.2	85.6	42.3%
クロスボーダー	149.6	162.8	8.8%
セグメント間の営業利益	10.0	5.9	-41.5%
総営業収益	398.2	508.4	27.7%
営業費用	348.3	450.0	29.2%
EBITDA	49.9	58.4	17.1%
減価償却費及び償却費	11.2	10.6	-5.4%
営業活動による利益（報告上のEBIT）	38.7	47.8	23.6%
利益率 (%)	9.7%	9.4%	
営業活動による利益（調整後EBIT）	41.6	49.3	18.5%
利益率 (%)	10.4%	9.7%	
フルタイム勤務に準ずる従業員・臨時従業員（平均）	3,141	3,640	15.9%

2020年の外部からの営業収益は、502.5百万ユーロとなり、2019年度から114.3百万ユーロ（29.4%）増加した。

小包（ベルギー、オランダ及びルクセンブルク）は75.7百万ユーロ（42.4%）増加した。これは、新型コロナウイルス感染症に伴うロックダウン期間のネット通販の活況による、50.0%^(*)の小包取扱量の増加（3月から5月にかけては63.2%の取扱量増）に起因するものである。新型コロナウイルス感染症関連の売上収益は、44.7百万ユーロと推定される。

(*) 小包取扱量の増加は、旧国内小包（2019年以降の新セグメント報告以前）及びダイナロジックの取扱量から成る。小包（ベルギー、オランダ及びルクセンブルク）に含まれるすべての売上収益が取扱量に反映することができないため、かかる増加は小包（ベルギー、オランダ及びルクセンブルク）全体をカバーするものではない。

欧州アジア小包・ロジスティクス事業	年初来	
	2019年	2020年
小包（ベルギー、オランダ及びルクセンブルク）の取扱量の変動	17.3%	50.0%

電子商取引ロジスティクスは、85.6百万ユーロとなり、2019年から25.4百万ユーロ増加した。これは主として、ラディアル・ヨーロッパ、アクティブ・アンツ及びダイナフレッシュにおける新型コロナウイルス感染症によるプラスの影響（11.3百万ユーロ、すべて2020年第2四半期）によるものである。さらに、売上収益は、2019年10月1日付けのMCSフルフィルメント（アクティブ・アンツの一部）の統合（年初来で5.2百万ユーロの貢献）及びラディアル・ヨーロッパでの2019年に獲得した新規顧客による成長によって増加した。

クロスボーダーは、新型コロナウイルス感染症による営業収益への正味のプラスの影響（9.7百万ユーロ）によって13.2百万ユーロ増加し、162.8百万ユーロとなった。これは、空輸に代わって鉄道輸送が利用されるようになったことに伴い、5月以来アジアでの小包取扱量が徐々に増加し、6月にかけて指数関数的に増加したことによるものである。この増加は、その他の国際小包取扱量（英国及びその他欧州）並びに国内向け及び海外向け郵便取扱量減少による、新型コロナウイルス感染症関連の売上収益の逸失によって一部相殺された。新型コロナウイルス感染症を除くと、アジアを主要なけん引役とする商取引の成長は、ターミナル料金清算の前年同期比での悪化（-3.1百万ユーロ）によって一部相殺された。

報告上のEBITは、47.8百万ユーロとなり、2019年から9.1百万ユーロ（23.6%）増加した。総営業収益は、すべての売上項目における増加によって110.2百万ユーロ（27.7%）増加し、特に小包（ベルギー、オランダ及びルクセンブルク）（+75.7百万ユーロ、+42.4%）が貢献した。新型コロナウイルス感染症による営業収益へのプラスの影響総額は、65.7百万ユーロとなった。新型コロナウイルス感染症及びターミナル料金の前年同期比での悪化（-3.1百万ユーロ）を除くと、営業収益は47.6百万ユーロ増加した。ターミナル料金の清算（-2.5百万ユーロ）及び前年同期比での付加価値税回収額（-2.5百万ユーロ）のマイナスの影響を除くと、営業費用（減価償却費及び償却費含む）は、96.1百万ユーロ（26.3%）増加となった。この増加は主として、すべての事業分野における取扱量増加による人件費、臨時従業員関連費用及び輸送費増、並びに割増金、欠勤率の増加、安全衛生対策、下請業者の利用増加及び貸倒引当金追加等といった新型コロナウイルス感染症に固有の営業費用増加によるものである。調整後EBITは49.3百万ユーロとなり、2019年から7.7百万ユーロ増加した。前年同期比での追加付加価値税回収及びターミナル料金清算（合わせて-8.1百万ユーロ）を除くと、調整後EBITは営業上で15.7百万ユーロ（47%）増加した。

新型コロナウイルス感染症は、EBITに対し推定+11.3百万ユーロの影響を及ぼした。これは、すべての事業分野における新型コロナウイルス感染症による営業収益増加によるもので、その一部は前述の新型コロナウイルス感染症固有の追加営業費用によって相殺された。

事業ユニットの業績：北米小包・ロジスティクス事業

北米小包・ロジスティクス事業 (単位：百万ユーロ)	年初来		
	2019年	2020年	増減 (%)
外部からの営業利益	465.1	611.8	31.5%
電子商取引ロジスティクス	420.1	569.0	35.4%
国際郵便	45.0	42.8	-4.8%
セグメント間の営業利益	2.5	3.3	36.7%
総営業収益	467.6	615.2	31.6%

営業費用	449.2	569.1	26.7%
EBITDA	18.4	46.1	150.4%
減価償却費及び償却費	33.2	42.7	28.4%
営業活動による利益（報告上のEBIT）	(14.8)	3.5	
利益率（%）	-3.2%	0.6%	
営業活動による利益（調整後EBIT）	(8.3)	10.1	
利益率（%）	-1.8%	1.6%	
フルタイム勤務に準ずる従業員・臨時従業員（平均）	7,168	8,422	17.5%

外部からの営業利益は611.8百万ユーロとなり、2019年と比べて146.7百万ユーロ（31.5%（恒常為替レート^(*)では28.5%））増加した。

電子商取引ロジスティクスは148.9百万ユーロ（35.4%）増加し、569.0百万ユーロ（恒常為替レート^(*)では32.4%増）となった。2019年に開始された新規顧客の他、新型コロナウイルス感染症によりラディアル・ノース・アメリカが既存顧客の大幅な増加（顧客の回転売買によりわずかに相殺された。）を記録したことに後押しされて売上収益は増加した。新型コロナウイルス感染症は推定+92.0百万ユーロの影響を売上収益に及ぼした。

(*) 恒常為替レート：過去の比較対象期間の現地通貨建の報告数値は、当報告期間に適用される為替レートによって換算されている。

ラディアル・ノース・アメリカ ^(*) (単位：百万米ドル) (調整後)	年初来	
	2019年	2020年
総営業収益	386.4	532.5
EBITDA	5.4	34.8
営業活動による利益（EBIT）	(20.1)	0.7

(*) ビーポスト・ノース・アメリカ・ホールディングス・インクが保有するラディアルの連結事業体で構成された事業ユニットの業績は、米ドルで表示されている。

国際郵便は42.8百万ユーロで、前年同期比で2.2百万ユーロ（4.8%（恒常為替レート^(*)では7.2%））減少した。業務用郵便セグメントでの大幅な減少は、新型コロナウイルス感染症の影響とされている。新型コロナウイルス感染症による売上収益への影響は、-2.0百万ユーロと推定されている。その主なマイナス影響は2020年4月に発生し、その後、月を追うごとに改善している。

調整後EBITは10.1百万ユーロとなり、前年同期比で18.4百万ユーロ増加した。報告上のEBITは、購入価格配賦による無形資産の償却費6.6百万ユーロを含んでおり、したがって、3.5百万ユーロで、0.6%の利益率となる。これは、前年同期比では18.3百万ユーロの増加となる。総営業収益の増加（+147.6百万ユーロ）は主として、既存顧客及び2019年に新規獲得した顧客によるラディアルの伸び、並びに新型コロナウイルス感染症による売上収益への影響が推定+90.0百万ユーロあったことによる。営業費用（減価償却費及び償却費を含む。）は、129.3百万ユーロ（恒常為替レート^(*)では23.9%）増加した。これは、主に取扱量増加（主にラ

ディアルにおいて）による変動費の増加及び貸倒金の影響、並びに3つの新規フルフィルメント・センターに関連する減価償却費増加、及び新型コロナウイルス感染症による追加費用によるものである。国際郵便は、前年同期比での輸送費増加によって影響を受けた。

新型コロナウイルス感染症は、EBITに推定+16.2百万ユーロの影響を与えた。これは主に電子商取引ロジスティクス取扱量の増加によるものであり、その一部は、追加安全衛生対策、国際郵便に関連する輸送費増、及び貸倒金によって相殺された。

(*) 恒常為替レート：過去の比較対象期間の現地通貨建の報告数値は、当報告期間に適用される為替レートによって換算されている。

事業ユニットの業績：コーポレート部門

コーポレート部門 (単位：百万ユーロ)	年初来		
	2019年	2020年	増減 (%)
外部からの営業利益	23.3	7.6	-67.2%
セグメント間の営業利益	177.8	175.9	-1.1%
総営業収益	201.0	183.5	-8.7%
営業費用	164.5	158.2	-3.9%
EBITDA	36.5	25.3	-30.6%
減価償却費及び償却費	33.8	35.3	4.3%
営業活動による利益（報告上のEBIT）	2.7	(10.0)	
利益率 (%)	1.3%	-5.4%	
営業活動による利益（調整後EBIT）	2.7	(10.0)	
利益率 (%)	1.3%	-5.4%	
フルタイム勤務に準ずる従業員・臨時従業員（平均）	1,634	1,623	-0.7%

外部からの営業収益は、建物売却の減少によって15.7百万ユーロ減少し7.6百万ユーロとなった。これは、2019年第2四半期に、本社のサントル モネの建物の売却（売却益19.9百万ユーロ）があったことによるものである。これは、2020年第1四半期における建物売却増加によって、一部相殺された。

営業費用（減価償却費及び償却費含む）は、4.8百万ユーロ減少した。これは、特にIT関連プロジェクトの需要減少に伴う、営業事業ユニットからのサービスに対する需要減少（セグメント間の営業収益-1.9百万ユーロ）によるものである。セグメント間の営業収益を差し引くと、営業費用（減価償却費及び償却費含む）はコーポレート・レベルでのプロジェクト費用減少（費用抑制）によって減少し、その減少額は前年同期比での付加価値税回収影響（-1.7百万ユーロ）及び新型コロナウイルス感染症関連追加費用によるマイナスの影響を相殺しきれなかった。

報告上のEBIT及び調整後EBITは、主に外部からの収益減少（-15.7百万ユーロ）によって、12.7百万ユーロ減少した。

新型コロナウイルス感染症は、主に安全衛生対策に対する追加費用によって、EBITに対して推定-2.3百万ユーロの影響を及ぼした。

キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万ユーロ)	年初来	
	2019年	2020年
営業活動による正味キャッシュ	174.9	341.9
投資活動による正味キャッシュ	15.7	(34.5)
財務活動による正味キャッシュ	(104.9)	(51.0)
現金及び現金同等物の純増額	85.7	256.4
フリー・キャッシュ・フロー	190.6	307.4

2020年上半期において、正味キャッシュ・フローは、前年同期比で170.7百万ユーロ増加して256.4百万ユーロとなった。

フリー・キャッシュ・フローは、307.4百万ユーロとなった。

営業活動によるキャッシュ・フローは、前年同期比で167.1百万ユーロ増加して341.9百万ユーロとなった。2020年上半期は、過年度の税務査定によるプラスの影響（2019第1四半期の-13.8百万ユーロに対し、7.5百万ユーロ）及びラディアルの顧客からの売上代金回収に関連するキャッシュ・インフロー（40.5百万ユーロ、新型コロナウイルス感染症の期間における高レベルの商品売上）による恩恵を受けた。さらに、予定納税がなかったことが、営業実績に対するプラスの影響（51.0百万ユーロ）をもたらした。これらの要素を除くと、営業活動によるキャッシュ・フローは、54.3百万ユーロ増加した。これは、買掛金の支払条件の延長によるプラスの影響が、営業実績の悪化及び顧客残高の悪化の影響によって一部相殺された結果である。

2020年上半期の投資活動は、34.5百万ユーロのキャッシュ・アウトフローとなった（前年同期は、15.7百万ユーロのキャッシュ・インフロー）。これは主に、建物売却代金（-46.1百万ユーロ）及び設備投資の増加（-3.9百万ユーロ）の影響によるものである。設備投資は、45.4百万ユーロ（前年は41.5百万ユーロ）となり、主としてラディアル・ノース・アメリカ、ベルギー（パーセルズB2C）及びオランダ（アクティブ・アンツ）での小包及び電子商取引ロジスティクスの能力増強に支出された。

2020年において、財務活動によるキャッシュ・アウトフローは51.0百万ユーロ（前年は104.9百万ユーロ）となった。この主な要因は、2020年には配当金支払がなかったことである（50.0百万ユーロ）。

4 【経営上の重要な契約等】

該当なし

5 【研究開発活動】

該当なし

第4【設備の状況】

1【主要な設備の状況】

2020年上半期において、主要な設備に重要な異動はなかった。

現在の本社ビル売却に伴い、新しい本社ビルへの移転準備が進行中である。作業は新型コロナウイルス感染症の危機下にあっても前進しているが、移転予定は2021年9月から2021年11月に延期された。

2【設備の新設、除却等の計画】

該当事項なし。

第5【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

(2020年6月30日現在)

授 権 株 数(注)	発 行 済 株 式 総 数	未 発 行 株 式 数
該当事項なし	普通株式 200,000,944株	該当事項なし

(注) ベルギー法において、授権株数という概念は見当である。

②【発行済株式】

(2020年6月30日現在)

記名・無記名の別及び 額面・無額面の別	種 類	発 行 数	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内 容
記名式無額面株式	普通株式	200,000,944株	ユーロネクスト・ブリュッセル	

(注) 当社株式はすべて記名式又は無株券である。

(2)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項なし

(3)【発行済株式総数及び資本金の状況】

年月日	発行済株式総数(株)		資本金(ユーロ)		摘 要
	増減数	残高	増減額	残高	
2020年1月1日現在	—	200,000,944	—	363,980,448.31 (45,669百万円)	
2020年1月1日～ 6月30日	0	200,000,944	0	363,980,448.31 (45,669百万円)	
2020年6月30日現在	—	200,000,944	—	363,980,448.31 (45,669百万円)	

(4) 【大株主の状況】

(2020年6月30日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
ベルギー政府	ベルギー	48,263,200	24.13
SFPI／FPIM	ベルギー ブリュッセル	53,812,449	26.91
計		102,075,649	51.04

2 【役員の状況】

2019年12月31日に終了した年度に関する有価証券報告書の提出日（2020年6月30日）以降本書提出日までの間に、取締役役に異動はなかった。

第6【経理の状況】

1. 本書記載の当社の和文の中間連結財務書類は、欧州連合により承認された国際財務報告基準（以下「IFRS」という。）に準拠して作成された原文の中間連結財務書類を和文に翻訳したものである。

本書記載の中間連結財務書類の日本における開示については、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）（以下「中間財務諸表等規則」という。）第76条第1項の規定が適用される。

IFRSと日本において一般に公正妥当と認められる会計原則、会計慣行及び表示方法との間の主な相違点に関しては、「3 ベルギーと日本における会計原則及び会計慣行の主要な相違」に説明されている。

2. 本書記載の当社の中間連結財務書類は、公認会計士による監査を受けていない。
3. 原文の中間連結財務書類は、ユーロで表示されている。円で表示されている金額は、中間財務諸表等規則第79条の規定に基づき、令和2年8月31日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信直物売買相場の仲値である1ユーロ＝125.47円の為替レートで換算された金額である。日本円による計数は四捨五入により合計と一致しないことがある。
4. 上記の主要な金額の円換算額並びに「2 その他」及び「3 ベルギーと日本における会計原則及び会計慣行の主要な相違」の記載事項は、当社の原文の中間連結財務書類には含まれていない。

1 【中間財務書類】

中間要約連結財務書類¹

中間要約連結損益計算書

(単位：百万ユーロ)	注記	2019年 6月30日に終了 した上半期	2020年 6月30日に終了 した上半期	2019年 6月30日に終了 した第2四半期	2020年 6月30日に終了 した第2四半期
売上収益	8	1,807.4	1,965.7	908.3	1,044.5
その他営業収益		35.1	21.5	27.3	8.2
総営業収益		1,842.5	1,987.3	935.7	1,052.7
原材料費		(120.8)	(98.6)	(62.2)	(46.8)
サービスその他商品	9	(660.0)	(822.6)	(335.0)	(456.3)
人件費		(742.7)	(779.3)	(371.7)	(398.7)
その他営業費用		(6.1)	(13.9)	(5.0)	(15.2)
減価償却費及び償却費		(120.6)	(131.6)	(59.9)	(65.5)
総営業費用		(1,650.3)	(1,846.0)	(833.8)	(982.5)
営業活動に係る利益 (EBIT)		192.2	141.3	101.8	70.2
金融収益		2.1	5.2	0.7	2.8
金融費用		(24.4)	(23.6)	(15.5)	(16.9)
関連会社及びジョイント・ベンチャーに係る利益持分		4.3	8.0	5.7	3.3
税引前利益		174.2	131.0	92.7	59.5
法人所得税費用		(60.6)	(39.5)	(29.3)	(15.9)
当期利益		113.5	91.5	63.4	43.6
当期利益の帰属：					
親会社の所有者		113.5	91.2	63.3	43.4
非支配持分		0.0	0.3	0.1	0.2

一株当たり利益

(単位：ユーロ)	2019年 6月30日に終了 した上半期	2020年 6月30日に終了 した上半期	2019年 6月30日に終了 した第2四半期	2020年 6月30日に終了 した第2四半期
▶ 基本的、親会社の普通株主に帰属する利益	0.57	0.46	0.32	0.22
▶ 希薄化後、親会社の普通株主に帰属する利益	0.57	0.46	0.32	0.22

IAS第33号に従い、希薄化後一株当たり利益は、親会社の普通株主に帰属する利益（すべての潜在普通株式の影響を調整後）を当期中の普通株式の加重平均株式数に、潜在普通株式すべてが普通株式に転換される場合に発行されるであろうと見込まれる普通株式の加重平均株式数を加えた株式数で除して算定されなければならない。

ビーポストの場合、親会社の普通株主に帰属する当期利益及び普通株式の加重平均株式数に希薄化効果が及ぼす影響はない。

¹中間要約連結財務書類は、IAS第34号「期中財務報告」に従って作成されている。

中間要約連結損益計算書（続）

(単位：百万円)	注記	2019年 6月30日に終了 した上半期	2020年 6月30日に終了 した上半期	2019年 6月30日に終了 した第2四半期	2020年 6月30日に終了 した第2四半期
売上収益	8	226,774	246,636	113,964	131,053
その他営業収益		4,404	2,698	3,425	1,029
総営業収益		231,178	249,347	117,402	132,082
原材料費		(15,157)	(12,371)	(7,804)	(5,872)
サービスその他商品	9	(82,810)	(103,212)	(42,032)	(57,252)
人件費		(93,187)	(97,779)	(46,637)	(50,025)
その他営業費用		(765)	(1,744)	(627)	(1,907)
減価償却費及び償却費		(15,132)	(16,512)	(7,516)	(8,218)
総営業費用		(207,063)	(231,618)	(104,617)	(123,274)
営業活動に係る利益（EBIT）		24,115	17,729	12,773	8,808
金融収益		263	652	88	351
金融費用		(3,061)	(2,961)	(1,945)	(2,120)
関連会社及びジョイント・ベンチャーに係る利益持分		540	1,004	715	414
税引前利益		21,857	16,437	11,631	7,465
法人所得税費用		(7,603)	(4,956)	(3,676)	(1,995)
当期利益		14,241	11,481	7,955	5,470
当期利益の帰属：					
親会社の所有者		14,241	11,443	7,942	5,445
非支配持分		0	38	13	25
一株当たり利益					

(単位：円)	2019年	2020年	2019年	2020年
	6月30日に終了 した上半期	6月30日に終了 した上半期	6月30日に終了 した第2四半期	6月30日に終了 した第2四半期
▶ 基本的、親会社の普通株主に帰属する利益	72	58	40	28
▶ 希薄化後、親会社の普通株主に帰属する利益	72	58	40	28

IAS第33号に従い、希薄化後一株当たり利益は、親会社の普通株主に帰属する利益（すべての潜在普通株式の影響を調整後）を当期中の普通株式の加重平均株式数に、潜在普通株式すべてが普通株式に転換される場合に発行されるであろうと見込まれる普通株式の加重平均株式数を加えた株式数で除して算定されなければならない。

ビーポストの場合、親会社の普通株主に帰属する当期利益及び普通株式の加重平均株式数に希薄化効果が及ぼす影響はない。

中間要約連結包括利益計算書

(単位：百万ユーロ)	2019年 6月30日に終了 した上半期	2020年 6月30日に終了 した上半期	2019年 6月30日に終了 した第2四半期	2020年 6月30日に終了 した第2四半期
当期利益	113.5	91.5	63.4	43.6
その他の包括利益				
翌期以降、純損益に振り替えられるその他の 包括利益				
関連会社のその他の包括利益の変動	(7.3)	(11.9)	(4.0)	(1.9)
関連会社のその他の包括利益の変動総額	(13.1)	(17.6)	(5.4)	(2.5)
税効果	5.8	5.6	1.3	0.6
純投資のヘッジに係る利益/(損失)純額	(0.8)	(0.4)	1.6	2.8
キャッシュ・フロー・ヘッジに係る利益/(損失)純額	0.9	0.9	0.4	0.5
キャッシュ・フロー・ヘッジに係る利益/(損失)	1.2	1.2	0.6	0.6
税効果	(0.4)	(0.3)	(0.2)	(0.2)
在外営業活動体に係る為替換算差額	13.2	0.7	(10.1)	(13.5)
翌期以降、純損益に振り替えられるその他の 包括利益/(損失)純額	6.0	(10.7)	(12.1)	(12.1)
翌期以降、純損益に振り替えられることのない その他の包括利益				
確定給付制度の再評価に係る利益/(損失)	1.0	0.9	1.0	0.9
確定給付制度に係る利益/(損失)総額	1.5	1.2	1.5	1.2
税効果	(0.5)	(0.3)	(0.5)	(0.3)
翌期以降、純損益に振り替えられることのない その他の包括利益/(損失)	1.0	0.9	1.0	0.9
当期その他の包括利益/(損失)合計(税引後)	7.0	(9.7)	(11.1)	(11.2)
当期包括利益(税引後)	120.5	81.8	52.3	32.4
当期包括利益の帰属：				
親会社の所有者	120.5	81.5	52.2	32.2
非支配持分	0.0	0.3	0.1	0.2

中間要約連結包括利益計算書（続）

(単位：百万円)	2019年 6月30日に終了 した上半期	2020年 6月30日に終了 した上半期	2019年 6月30日に終了 した第2四半期	2020年 6月30日に終了 した第2四半期
当期利益	14,241	11,481	7,955	5,470
その他の包括利益				
翌期以降、純損益に振り替えられるその他の 包括利益				
関連会社のその他の包括利益の変動	(916)	(1,493)	(502)	(238)
関連会社のその他の包括利益の変動総額	(1,644)	(2,208)	(678)	(314)
税効果	728	703	163	75
純投資のヘッジに係る利益/(損失)純額	(100)	(50)	201	351
キャッシュ・フロー・ヘッジに係る利益/(損失)純額	113	113	50	63
キャッシュ・フロー・ヘッジに係る利益/(損失)	151	151	75	75
税効果	(50)	(38)	(25)	(25)
在外営業活動体に係る為替換算差額	1,656	88	(1,267)	(1,694)
翌期以降、純損益に振り替えられるその他の 包括利益/(損失)純額	753	(1,343)	(1,518)	(1,518)
翌期以降、純損益に振り替えられることのない その他の包括利益				
確定給付制度の再評価に係る利益/(損失)	125	113	125	113
確定給付制度に係る利益/(損失)総額	188	151	188	151
税効果	(63)	(38)	(63)	(38)
翌期以降、純損益に振り替えられることのない その他の包括利益/(損失)	125	113	125	113
当期その他の包括利益/(損失)合計(税引後)	878	(1,217)	(1,393)	(1,405)
当期包括利益(税引後)	15,119	10,263	6,562	4,065
当期包括利益の帰属：				
親会社の所有者	15,119	10,226	6,550	4,040
非支配持分	0	38	13	25

中間要約連結財政状態計算書

(単位：百万ユーロ)		2019年 12月31日現在	2020年 6月30日現在
注記			
資産			
非流動資産			
有形固定資産	10	1,133.6	1,105.1
無形資産	11	898.3	890.4
関連会社及びジョイント・ベンチャーに対する投資	12	239.5	235.6
投資不動産		5.0	3.1
繰延税金資産		27.3	26.0
営業債権及びその他の債権		41.5	42.6
		2,345.1	2,302.8
流動資産			
棚卸資産		34.7	36.1
未収法人所得税		8.1	6.9
営業債権及びその他の債権	13	717.6	596.0
現金及び現金同等物	14	670.2	925.4
		1,430.5	1,564.4
売却目的保有資産		1.4	3.1
資産合計			
		3,777.1	3,870.2
資本及び負債			
発行済資本金		364.0	364.0
準備金		252.3	258.2
為替換算差額		34.0	34.3
利益剰余金		30.7	91.5
親会社の所有者に帰属する資本		680.9	748.0
非支配持分に帰属する資本		1.7	1.5
資本合計			
		682.6	749.5
非流動負債			
有利子負債	15	1,176.8	1,182.6
従業員給付	17	320.6	315.3
営業債務及びその他の債務	16	27.7	44.6
引当金		16.2	16.6
繰延税金負債		7.0	6.7
		1,548.2	1,565.7
流動負債			
有利子負債		272.7	278.9
銀行借越		0.5	3.3
引当金		13.7	11.7

未払法人所得税	18	7.3	43.9
デリバティブ	20	1.3	0.4
営業債務及びその他の債務	19	1,250.9	1,216.8
		1,546.3	1,555.0
負債合計		3,094.5	3,120.7
資本及び負債合計		3,777.1	3,870.2

中間要約連結財政状態計算書（続）

(単位：百万円)	注記	2019年 12月31日現在	2020年 6月30日現在
資産			
非流動資産			
有形固定資産	10	142,233	138,657
無形資産	11	112,710	111,718
関連会社に及びジョイント・ベンチャーに対する投資	12	30,050	29,561
投資不動産		627	389
繰延税金資産		3,425	3,262
営業債権及びその他の債権		5,207	5,345
		294,240	288,932
流動資産			
棚卸資産		4,354	4,529
未収法人所得税		1,016	866
営業債権及びその他の債権	13	90,037	74,780
現金及び現金同等物	14	84,090	116,110
		179,485	196,285
売却目的保有資産		176	389
資産合計		473,913	485,594
資本及び負債			
発行済資本金		45,671	45,671
準備金		31,656	32,396
為替換算差額		4,266	4,304
利益剰余金		3,852	11,481
親会社の所有者に帰属する資本		85,433	93,852
非支配持分に帰属する資本		213	188
資本合計		85,646	94,040
非流動負債			
有利子負債	15	147,653	148,381
従業員給付	17	40,226	39,561
営業債務及びその他の債務	16	3,476	5,596
引当金		2,033	2,083
繰延税金負債		878	841
		194,253	196,448
流動負債			
有利子負債		34,216	34,994
銀行借越		63	414
引当金		1,719	1,468

未払法人所得税	18	916	5,508
デリバティブ	20	163	50
営業債務及びその他の債務	19	156,950	152,672
		194,014	195,106
負債合計		388,267	391,554
資本及び負債合計		473,913	485,594

中間要約連結持分変動計算書

親会社の株主に帰属

(単位：百万ユーロ)	発行済 資本金/ 授權資本	自己株式	その他 準備金	為替 換算差額	利益剰余金	合計	非支配持分	資本合計
2019年1月1日残高	364.0	0.0	271.4	12.7	51.6	699.7	2.5	702.3
2019年6月30日に終了 した期間の利益					113.5	113.5	0.0	113.5
その他の包括利益			46.2	12.4	(51.6)	7.0		7.0
包括利益合計	0.0	0.0	46.2	12.4	61.9	120.5	0.0	120.5
配当金(支払)			(50.0)		0.0	(50.0)	0.0	(50.0)
その他			(2.7)		0.0	(2.7)	0.2	(2.5)
2019年6月30日残高	364.0	0.0	264.9	25.1	113.5	767.6	2.7	770.3

(単位：百万ユーロ)	発行済 資本金/ 授權資本	自己株式	その他 準備金	為替 換算差額	利益剰余金	合計	非支配持分	資本合計
2020年1月1日残高	364.0	0.0	252.3	34.0	30.7	680.9	1.7	682.6
2020年6月30日に終了 した期間の利益					91.2	91.2	0.3	91.5
その他の包括利益			20.6	0.3	(30.7)	(9.7)		(9.7)
包括利益合計	0.0	0.0	20.6	0.3	60.5	81.5	0.3	81.8
その他			(14.7)		0.3	(14.4)	(0.5)	(14.9)
2020年6月30日残高	364.0	0.0	258.2	34.3	91.5	748.0	1.5	749.5

資本は、2019年12月31日現在の682.6百万ユーロから、66.9百万ユーロ、率にして9.8%増加し、2020年6月30日現在は749.5百万ユーロとなった。実現利益（91.5百万ユーロ）、在外営業活動体に係る為替換算差額（0.3百万ユーロ）、債券のキャッシュ・フロー・リスクをヘッジするために締結したキャッシュ・フロー・ヘッジの有効部分（0.9百万ユーロ）、退職後給付の再測定に係る利得（0.9百万ユーロ）は、ビーポスト・バンクの債券ポートフォリオの公正価値調整（11.9百万ユーロ）に加え、残りの株式の購入に係る条件付対価の認識と、アクティブ・アンツ・インターナショナルの統合による非支配持分から構成される正味影響額（14.7百万ユーロ）により一部相殺されている。キャッシュ・フロー・ヘッジ準備金は債券の発行日後8年にわたり純損益に分類変更される。

中間要約連結持分変動計算書（続）

親会社の株主に帰属

(単位：百万円)	発行済 資本金/ 授權資本	自己株式	その他 準備金	為替 換算差額	利益剰余金	合計	非支配持分	資本合計
2019年1月1日残高	45,671	0	34,053	1,593	6,474	87,791	314	88,118
2019年6月30日に終了 した期間の利益					14,241	14,241	0	14,241
その他の包括利益			5,797	1,556	(6,474)	878		878
包括利益合計	0	0	5,797	1,556	7,767	15,119	0	15,119
配当金(支払)			(6,274)		0	(6,274)	0	(6,274)
その他			(339)		0	(339)	25	(314)
2019年6月30日残高	45,671	0	33,237	3,149	14,241	96,311	339	96,650

(単位：百万円)	発行済 資本金/ 授權資本	自己株式	その他 準備金	為替 換算差額	利益剰余金	合計	非支配持分	資本合計
2020年1月1日残高	45,671	0	31,656	4,266	3,852	85,433	213	85,646
2020年6月30日に終了 した期間の利益					11,443	11,443	38	11,481
その他の包括利益			2,585	38	(3,852)	(1,217)		(1,217)
包括利益合計	0	0	2,585	38	7,591	10,226	38	10,263
その他			(1,844)		38	(1,807)	(63)	(1,870)
2020年6月30日残高	45,671	0	32,396	4,304	11,481	93,852	188	94,040

資本は、2019年12月31日現在の682.6百万ユーロ（85,646百万円）から、66.9百万ユーロ（8,394百万円）、率にして9.8%増加し、2020年6月30日現在は749.5百万ユーロ（94,040百万円）となった。実現利益（91.5百万ユーロ（11,481百万円））、在外営業活動体に係る為替換算差額（0.3百万ユーロ（38百万円））、債券のキャッシュ・フロー・リスクをヘッジするために締結したキャッシュ・フロー・ヘッジの有効部分（0.9百万ユーロ（113百万円））、退職後給付の再測定に係る利得（0.9百万ユーロ（113百万円））は、ビーポスト・バンクの債券ポートフォリオの公正価値調整（11.9百万ユーロ（1,493百万円））に加え、残りの株式の購入に係る条件付対価の認識と、アクティブ・アンツ・インターナショナルの統合による非支配持分から構成される正味影響額（14.7百万ユーロ（1,844百万円））により一部相殺されている。キャッシュ・フロー・ヘッジ準備金は債券の発行日後8年にわたり純損益に分類変更される。

中間要約連結キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万ユーロ)	注記	2019年 6月30日に終了 した上半期	2020年 6月30日に終了 した上半期	2019年 6月30日に終了 した第2四半期	2020年 6月30日に終了 した第2四半期
営業活動によるキャッシュ・フロー					
税引前利益		174.2	131.0	92.7	59.5
減価償却費及び償却費		120.6	131.6	59.9	65.5
貸倒損失		1.0	12.8	0.4	11.8
有形固定資産売却益		(20.6)	(5.4)	(20.6)	(0.5)
その他の非資金項目		10.7	16.6	5.5	10.4
従業員給付債務の増減	17	4.7	(4.1)	5.7	(3.1)
関連会社及びジョイント・ベンチャーに係る利益持分	12	(4.3)	(8.0)	(5.7)	(3.3)
配当金受取額		0.0	0.0	0.0	0.0
法人所得税費用		(58.6)	(8.9)	(55.7)	(5.1)
過年度法人所得税費用		(13.8)	7.5	0.0	0.0
運転資本及び引当金調整前営業活動によるキャッシュ・フロー		213.9	273.0	82.1	135.2
営業債権及びその他の債権の減少(増加)		170.8	99.9	10.5	(71.0)
棚卸資産の減少(増加)		4.0	(1.5)	1.2	0.7
営業債務及びその他の債務の増加(減少)		(186.9)	(45.0)	(105.7)	6.7
顧客への未払金の増加(減少)		(23.3)	17.1	(14.0)	69.0
引当金の増加(減少)		(3.6)	(1.6)	(1.5)	(2.3)
営業活動によるキャッシュ・フロー		174.9	341.9	(27.3)	138.3
投資活動によるキャッシュ・フロー					
有形固定資産の売却による収入		57.7	11.6	57.6	0.5
有形固定資産の取得による支出	10	(30.1)	(31.5)	(20.7)	(16.5)
無形資産の取得による支出	11	(11.4)	(13.9)	(5.2)	(8.4)
その他の投資の取得による支出		0.0	0.0	0.0	0.0
子会社の取得による支出の純額	5-6	(0.5)	(0.7)	(0.0)	(0.7)
投資活動によるキャッシュ・フロー		15.7	(34.5)	31.8	(25.1)
財務活動によるキャッシュ・フロー					
借入金及びファイナンス・リース債務による収入		335.3	468.2	165.1	170.0
借入金及びファイナンス・リース債務の返済による支出		(390.2)	(519.2)	(175.8)	(194.4)
デリバティブに係る支払		0.0	0.0	0.0	0.0
非支配持分との取引		0.0	0.0	0.0	0.0
配当金支払額		(50.0)	0.0	(50.0)	0.0
財務活動によるキャッシュ・フロー		(104.9)	(51.0)	(60.8)	(24.4)

現金及び現金同等物の増減額		85.7	256.4	(56.3)	88.8
純為替換算差額		(3.7)	(4.0)	(6.0)	(5.7)
銀行借越を除く現金及び現金同等物の期首残高	14	680.1	669.7		
銀行借越を除く現金及び現金同等物の期末残高	14	762.1	922.1		
現金及び現金同等物の増減額		82.0	252.4		

中間要約連結キャッシュ・フロー計算書（続）

(単位：百万円)	注記	2019年 6月30日に終了 した上半期	2020年 6月30日に終了 した上半期	2019年 6月30日に終了 した第2四半期	2020年 6月30日に終了 した第2四半期
営業活動によるキャッシュ・フロー					
税引前利益		21,857	16,437	11,631	7,465
減価償却費及び償却費		15,132	16,512	7,516	8,218
貸倒損失		125	1,606	50	1,481
有形固定資産売却益		(2,585)	(678)	(2,585)	(63)
その他の非資金項目		1,343	2,083	690	1,305
従業員給付債務の増減	17	590	(514)	715	(389)
関連会社及びジョイント・ベンチャーに 係る利益持分	12	(540)	(1,004)	(715)	(414)
配当金受取額		0	0	0	0
法人所得税費用		(7,353)	(1,117)	(6,989)	(640)
過年度法人所得税費用		(1,731)	941	0	0
運転資本及び引当金調整前営業活動に よるキャッシュ・フロー		26,838	34,253	10,301	16,964
営業債権及びその他の債権の減少(増加)		21,430	12,534	1,317	(8,908)
棚卸資産の減少(増加)		502	(188)	151	88
営業債務及びその他の債務の増加(減少)		(23,450)	(5,646)	(13,262)	841
顧客への未払金の増加(減少)		(2,923)	2,146	(1,757)	8,657
引当金の増加(減少)		(452)	(201)	(188)	(289)
営業活動によるキャッシュ・フロー		21,945	42,898	(3,425)	17,353
投資活動によるキャッシュ・フロー					
有形固定資産の売却による収入		7,240	1,455	7,227	63
有形固定資産の取得による支出	10	(3,777)	(3,952)	(2,597)	(2,070)
無形資産の取得による支出	11	(1,430)	(1,744)	(652)	(1,054)
その他の投資の取得による支出		0	0	0	0
子会社の取得による支出の純額	5-6	(63)	(88)	(0)	(88)
投資活動によるキャッシュ・フロー		1,970	(4,329)	3,990	(3,149)
財務活動によるキャッシュ・フロー					
借入金及びファイナンス・リース債務に よる収入		42,070	58,745	20,715	21,330
借入金及びファイナンス・リース債務の 返済による支出		(48,958)	(65,144)	(22,058)	(24,391)
デリバティブに係る支払		0	0	0	0
非支配持分との取引		0	0	0	0
配当金支払額		(6,274)	0	(6,274)	0
財務活動によるキャッシュ・フロー		(13,162)	(6,399)	(7,629)	(3,061)

現金及び現金同等物の増減額		10,753	32,171	(7,064)	11,142
純為替換算差額		(464)	(502)	(753)	(715)
銀行借越を除く現金及び現金同等物の期首残高	14	85,332	84,027		
銀行借越を除く現金及び現金同等物の期末残高	14	95,621	115,696		
現金及び現金同等物の増減額		10,289	31,669		

中間要約連結財務書類の注記

1. 企業情報

2020年6月30日に終了した6ヶ月間のビーポストの中間要約連結財務書類は、2020年8月4日の取締役会決議に従って公表が承認された。

事業活動

ビーポスト・エスエー／エヌヴィー及びその子会社（以下「ビーポスト」という。）は、宛先特定及び宛先不特定の郵便物、印刷物、新聞、及び小包の引受、輸送、仕分け、集配などから成る国内郵便及び小包並びに国際郵便及び小包に関する郵便業務を提供している。

ビーポスト・エスエー／エヌヴィーはその子会社及び事業部門を通じて、郵便、小包、銀行及び金融商品、電子商取引関連の物流、速達、近接性と利便性を備えた小売業、文書管理及び関連業務などを含む広範な商品の販売及びサービスの提供を行っている。またビーポストはベルギー政府の代わりにSGEI（一般的経済利益を有するサービス）も行っている。

法的形態

ビーポスト・エスエー／エヌヴィーは公法に基づく有限責任会社であり、サントルモネーマンサントラン、1000ブリュッセルに登記上の本社を置いている。ビーポストの株式は2013年6月21日からブリュッセルのNYSE-ユーロネクストに上場されている（株式コード：BPOST）。

2. 作成基準及び会計方針

作成基準

この中間財務書類（訳註：原文の中間要約連結財務書類を指し、本書記載の和文に翻訳した中間要約連結財務書類を指すものではない）は、独立監査人によるレビューを受けている。

2020年6月30日に終了した6ヶ月間に関する中間要約連結財務書類は、IAS第34号「期中財務報告」に従って作成されている。

中間要約連結財務書類には、年次財務書類で求められているすべての情報及び開示が含まれているわけではなく、2019年12月31日現在及び同日に終了した事業年度のビーポストの年次財務書類と合わせて読まれるべきである。

重要な会計方針

中間要約連結財務書類の作成に採用されている会計方針は、2020年1月1日から適用された新基準及び新解釈指針を除き、2019年12月31日に終了した事業年度のものと一致している。

以下の現行基準の改訂は2020年から初度適用される。

- ・ **IFRS第3号の改訂** — 「事業の定義」：本改訂は、事業とみなされるためには、活動と資産の組み合わせは、最低限、アウトプットを創出する能力とともに著しく寄与するインプット及び実質的なプロセスを含んでいなければならないことを明確にしている。また本改訂は、アウトプットを創出するために必要なインプット及びプロセスのすべてがなくても事業は存在し得ることも明確にしている。
- ・ **IAS第1号及びIAS第8号の改訂** - 「重要性の定義」
- ・ 2018年3月に公表された**財務報告の概念フレームワーク**
- ・ **IFRS第9号、IAS第39号及びIFRS第7号の改訂** - 「金利指標改革」

ビーポストの事業結合の会計処理方法に影響を及ぼし得るIFRS第3号の改訂を除き、これらの改訂が連結財務書類に及ぼす影響はない。

ビーポストが未採用の基準書及び解釈指針

下記の基準、解釈指針、改訂及び改正は、公表されているがまだ発効されていないか、まだ強制適用されていないものであり、ビーポストの中間要約連結財務書類の作成には採用されていない。

基準書及び解釈指針	発効日
IFRS第16号の改訂(*) - リース COVID-19に関連した賃料減免	2020年6月1日
IFRS第17号(*) - 保険契約	2023年1月1日
IAS第1号の改訂(*) - 負債の流動負債又は非流動負債への分類の改訂	2022年1月1日
IFRS第3号の改訂(*) - 概念フレームワークへの参照	2022年1月1日
IAS第16号の改訂(*) - 意図した使用の前の収入	2022年1月1日
IAS第37号の改訂(*) - 不利な契約 - 契約履行のコスト	2022年1月1日
IFRS基準の年次改善 2018-2020年(*)	2022年1月1日

(*) 本報告書日現在、EUが承認していないもの

公表されているがまだ発効していない他の基準、解釈指針または改訂のうちで、ビーポストが早期適用しているものはない。

3. 新型コロナウイルス感染症の影響

新型コロナウイルスの拡散は、経済活動や社会全般にかつてない影響を与えている。このような危機の中で、市民や顧客の身近にビーポストが日常的に存在することは極めて重要である。そのため、ビーポスト・グループは、従業員と顧客の健康と安全に最大限の配慮を払いつつ、ユニバーサル郵便業務の任務と他の国内外の郵便・小包業務の継続に注力してきた。

ビーポスト・グループに対する業務上の影響はこれまでのところ以下のとおりである。

- ・ ベルギーでは、3月13日から2020年5月10日まで生活必需品以外の小売店が閉鎖されたため、郵便物、特に広告郵便の取扱量が減少した。広告郵便の取扱量は2020年3月から5月にかけて36.2%減少した。経済の混乱による通常郵便物の取扱量への影響は広告郵便ほど大きくはなかった。この影響は主に、大口顧客と中小企業(SME)からの事務郵便物の減少や書留郵便に関連している。2020年3月から5月の通常郵便物の取扱高は16.7%減少した。広告郵便と通常郵便物ともに、6月の取扱量には明らかな回復傾向が見られる。
- ・ 主に旅行客を対象としているウビウェイの店舗では客足が大きく落ち込み、一部の店舗は閉鎖された。
- ・ 世界的な新型コロナウイルス感染症危機によってオンラインショッピングの利用が増加したことにより、ほとんどの小包・電子商取引事業にはプラスの影響が生じた。
- ・ また、ロックダウンという特殊な状況により、2020年2月15日以降中国への手紙・小包の発送が停止され、2020年3月19日以降は欧州以外の地域への発送も停止されるなど、ビーポスト・グループの海外業務には深刻な影響が生じた。5月からは代替策が講じられ、2020年5月12日には、ビーポスト・グループは欧州以外の一部の主要な国・地域(すなわち、米国、カナダ、ブラジル、ロシア、中国)への発送を再開した。2020年5月20日には、アジアの主要な国・地域5カ所が新たに宛先に追加され、2020年7月15日からはさらに26カ所への手紙・小包の発送が再開されている。

新型コロナウイルス感染症による業績への悪影響を抑えるため、ビーポスト・グループは、特に裁量的な支出において目標を定めたコスト抑制策を実施している。ビーポスト・グループは新型コロナウイルス感染症の動向を注視しており、今後も影響を評価していく予定である。連結財務書類に影響を与える主な要因は以下のとおりである。

3.1 継続企業と関連する流動性対策

2020年5月13日に開催された株主総会において、2019年通期の業績に対する配当金を1株当たり0.62ユーロとすることが決定された。2019年12月9日には既に1株当たり0.62ユーロの中間配当金が支払われていること

から、2019年通期の業績に対する配当金がそれ以上支払われることはなかった。現在の特殊な状況においては、長期的なビーポスト・グループの資本基盤と手元流動性の強化を最優先に確保したいと取締役会は考えている。また当初の設備投資予算の200.0百万ユーロは、最大で150.0百万ユーロに削減された。

なお、資金調達構造及び流動性については注記20「金融資産及び金融負債」に記載している。6月末時点の現金及び現金同等物は925.4百万ユーロであるほか、総額375百万ユーロの2件のリボルビング・クレジット・ファシリティがあり、外部借入のうち826.5百万ユーロが長期債務である。上記及び上半期の正味現金の状況(256.4百万ユーロのキャッシュ・インフロー)に基づき、ビーポストは今後12ヶ月間にわたって事業を継続するために十分な資金があると考えている。

3.2 のれん

ビーポスト・グループは、IAS第36号に従い、報告日現在において、減損の兆候の有無の評価及びのれんの減損テストを行った結果、2020年6月30日時点で計上すべき減損費用はないと判断した。

新型コロナウイルス感染症とロックダウンは、営業費用の増加で一部相殺されたものの売上収益の増加をもたらし、ベネルクス地域の小包事業、北米の電子商取引事業、欧州アジアの電子商取引事業のCGU(資金生成単位)の業績にプラスの影響を与えた。近接性と利便性を備えた小売業及び国際郵便の業績は、新型コロナウイルス感染症、ロックダウン及び外出禁止によりマイナスの影響を受けた。現在の不確実性を考慮して、主要な仮定に対する仮定を組み込んだ別シナリオのテストが行われた。どのシナリオでも、回収可能価額は引き続き帳簿価額を上回っている。

年次の減損テストでは、回収可能価額はEBITDAを主な仮定とした使用価値に基づいている。同様に、年度末の減損テストで用いられる4年間を対象とした事業計画や予算に基づくEBITDAについては、異なるシナリオを組み込んで更新されている。ターミナル・バリューについては、経営者は成長率(近接性と利便性を備えた小売販売網は0%、国際郵便は0%)が依然としてテスト対象のCGUに適していると判断している。

経営者は、異なる資金生成単位の年次の減損テストに適用された割引率(WACC)が上昇したかどうか、及びその上昇の可能性が使用価値に重大な影響を与えたかどうかを評価した。割引率の構成要素が異なる点には注意が必要であるものの、世界的に見ても、割引率は引き続き安定しているか又は年次の減損テストに適用された割引率を下回っている。

減損テストに類似した、ワーストケースの感応度分析(長期成長率をマイナス1%、割引率をプラス0.5%、EBITDAマージンをマイナス1%とする感応度分析)では、テストした2つのCGUで十分な余裕がみられた。

3.3 関連会社及びジョイント・ベンチャーに対する投資

新型コロナウイルス感染症は、ビーポスト・バンクの業績に悪影響を及ぼしている。業務の減少に加え、2,800人の顧客が住宅ローンの月額返済を2020年10月末まで停止する(この期限は2ヶ月延長される可能性がある)モラトリアム(支払猶予)を要請したことにより、ビーポスト・バンクは、モラトリアム(支払猶予)前後の契約のNPVの差に相当する0.4百万ユーロの金融損失(税引後の影響は50%)を認識した。さらに、新型コロナウイルス感染症によるデフォルト・リスクに関連して、マクロ経済状況の悪化(失業率の上昇と住宅価格の下落)による0.4百万ユーロ(税引後の影響は50%)と、現在返済にモラトリアム(支払猶予)が適用されているローンのデフォルト確率の上昇に関連した0.3百万ユーロ(税引後の影響は50%)の2件の追加引当を行った。

3.4 予想信用損失

ビーポストは、すべての営業債権に対し、全期間の予想信用損失(ECL)モデルに基づく予想信用損失引当金を認識している。ECLの水準を計算するために、ビーポストは、年齢区分ごとに調整した過去のデフォルト率に基づき、引当マトリクスを用いている。新型コロナウイルス感染症がECLの水準に与える影響を評価することは困難であることから、ビーポストは外部の信用格付機関が提供する顧客の信用格付に基づいてポストモデル・オーバーレイを利用している。これにより、貸倒引当金が3.3百万ユーロ追加された。

4. 業務の季節性

ビーポストの収益及び利益は、いくつかの季節的な変動要因による影響を受けている。

第6マネジメント契約に従って、ビーポストは一定のSGEI(一般的経済利益を有するサービス)の供給者となっている。これらは特に、自宅での年金受取や郵便金融サービスの実施といった、広範な小売ネットワーク

とサービスの維持から構成されている。ベルギー政府の欧州委員会への合意により、新聞及び定期刊行物の配送はマネジメント契約の対象ではなくなっている。後者に関しては、ベルギー政府は市場での公聴を経たあとで、新聞及び定期刊行物の配送に関する業務をビーポストに委託することを決定した。SGEI（一般的経済利益を有するサービス）に対する報酬は純回避原価（NAC）方式による算定に基づいており、4つの四半期にわたって等分に配分される。この算定技法は、報酬がSGEI（一般的経済利益を有するサービス）の業務の提供に係る純費用と、SGEI（一般的経済利益を有するサービス）を行わない場合の純費用との差額に基づくものと定められている。新聞及び定期刊行物の配送に対する報酬は、定額部分（4つの四半期にわたって等分に配分される）と配送量に基づいた変動部分とから構成されている。この報酬は、ビーポストのコストの動向に基づいて事後に算定されている。報酬が計上された金額と一致するよう確実にするために、年度を通じてSGEI（一般的経済利益を有するサービス）と新聞及び定期刊行物の配送に対する算定が行われている。

欧州では12月の初旬から、米国では感謝祭の頃から始まるピークシーズンは、ベネルクス地域の小包、電子商取引関連のロジスティクス部門の売上にプラスの影響をもたらす。北米小包・ロジスティクスセグメントに含まれる、電子商取引関連のロジスティクス及びオムニチャネル技術サービスを総合的に提供する米国有数の業者であるラディアル・ノース・アメリカにとって、第4四半期は従来から収益と利益が最も多い四半期である。

5. 連結範囲の変更

アクティブ・アンツ・インターナショナル・ビーヴィーの設立

欧州におけるフルフィルメント事業をさらに拡大させることを目的として、2020年4月1日にアクティブ・アンツ・インターナショナル・ビーヴィーが設立された。ビーポストは7.5百万ユーロを支払い、その株式の75%を保有している。それに続き、契約では、残りの25%の株式に対しコールとプットの仕組みを設けることが見込まれている。プットの変動行使価格は17.5百万ユーロ（上限額に相当）の割引額が金融負債として認識されている。金融負債の変動は損益計算書に認識される。プットオプションを鑑みて、同社は全部連結法を用いて欧州アジア小包・ロジスティクス事業セグメントに連結されている。

6. 企業結合

フレイト・フォー・ユー・ビーヴィー(Freight4U Logistics BV)の取得

2020年4月3日に、ビーポストはフレイト・フォー・ユー・ロジスティクス・ビーヴィーの株式の100%を取得した。フレイト・フォー・ユー・ロジスティクスは、ブリュッセル空港地域に拠点を置き、貨物のブレイクダウンや仕分け、管理のほか、輸出入通関業務やフレイトフォワーディング(航空貨物混載業)などの業務を行う、グランドハンドラー（空港地上支援業務業者）である。2019年の売上収益は2.8百万ユーロであった。ビーポストは0.2百万ユーロでフレイト・フォー・ユーの株式を取得した。さらに、本契約では、2021-2022年、2022-2023年又は2023-2024年度の平均EBITDAに基づき0.8百万ユーロを上限額として条件付対価を支払う可能性があるものの、負債は発生しないものと見込まれている。取引費用は費用処理され、2020年度の営業費用に含まれている。同社は2020年4月から、全部連結法を用いて欧州アジア小包・ロジスティクス事業セグメントに連結されている。

のれんの算定結果は以下のとおりである。

被取得企業における、取得資産と引受負債の公正価値	(単位：百万ユーロ)
非流動資産	0.1
有形固定資産	0.1
流動資産	0.5
営業債権及びその他の債権	0.5
現金及び現金同等物	0.0
非流動負債	0.0
流動負債	(0.5)
有利子負債	(0.2)
営業債務及びその他の債務	(0.3)

取得した正味資産の公正価値	0.0
取得により生じたのれん	0.2
移転された購入対価	0.2
うち	
－ 現金支払額	0.2
－ 条件付対価	0.0
取得に関するキャッシュ・フローの分析	(単位：百万ユーロ)
子会社の取得により得た正味現金	0.0
現金支払額	(0.2)
正味現金流出額	(0.2)

流動資産及び非流動資産に含まれる営業債権の公正価値は0.5百万ユーロであり、契約金額の全額が回収見込みである。

2020年度上半期のフレイト・フォー・ユーとエムシーエス(MCS)による、当グループの売上収益への貢献は0.1百万ユーロであり、継続事業からの税引前利益への貢献は-0.1百万ユーロであった。

クロスボーダー業務における将来の事業拡大とシナジー効果への期待により、0.2百万ユーロののれんが計上されている。法人税法上は、のれんが損金算入対象になることは見込まれていない。

アントヒル・ビーヴィーの条件付対価

2020年6月に、ビーポストは2018年の合意で見込まれていたコール・オプションの行使にあたり、アントヒルの株式11.4%に対して3.0百万ユーロを支払った。条件付対価の公正価値は負債として認識されている。当該支払は当初算定されたのれんにも当期の業績にも影響はなかった。

さらに2020年6月には2018年3月の合意が修正され、アントヒル・ビーヴィーの残りの株式(25.0%)のプットの変動行使価格が再評価されたため、2020年6月30日現在の割引後負債残高合計は、上限額の13.3百万ユーロとなった。偶発負債の増加(3.9百万ユーロ)は金融費用に認識されている。

エートゥゼット・グローバル・ビーヴィー(AtoZ Global BV)及びエム・シー・エス・フルフィルメント・ビーヴィー(MCS Fulfilment BV)に関する取得原価配分

2019年9月に、アクティブ・アンツはエートゥゼット・グローバル・ビーヴィーとマルチ・チャネル・サービス・フルフィルメント・ビーヴィー(Multi-Channel Services Fulfilment BV)の株式の100%を取得した。グループは、商品の保管、ピッキング、梱包、輸送業務の手配、返品処理、発送など、パッケージやマルチ・チャネル・サービスのフルフィルメントを国内外で展開している。アクティブ・アンツは当該株式取得において3.6百万ユーロを支払っている。さらに本契約では、2019年度と2020年度の売上収益に基づく条件付対価と、2021年度のEBITDAマージンに基づく二回目の条件付対価が見込まれている。条件付対価の公正価値として、売上収益目標に対する1.4百万ユーロ(上限額は1.9百万ユーロ)と、EBITDAマージン目標に対する0.4百万ユーロ(上限額に相当)が認識されている。取引費用は費用処理され、2019年の営業費用に含まれている。同社は2019年10月から、全部連結法を用いて欧州アジア・小包ロジスティクス事業セグメントに連結されている。計算上ののれんは以下のとおりである。

被取得企業における、取得資産と引受負債の公正価値	(単位：百万ユーロ)
非流動資産	0.9
有形固定資産	0.3
無形資産	0.7
流動資産	1.5

営業債権及びその他の債権	1.0
現金及び現金同等物	0.5
非流動負債	(0.1)
繰延税金負債	(0.1)
流動負債	(0.9)
営業債務及びその他の債務	(0.9)
取得した正味資産の公正価値	1.4
取得により生じたのれん	4.0
移転された購入対価	5.4
うち	
－ 現金支払額	3.6
－ 条件付対価	1.8
取得に関するキャッシュ・フローの分析	(単位：百万ユーロ)
子会社の取得により得た正味現金	0.5
2019年度の現金支払額	(3.6)
正味現金流出額	(3.1)

流動資産及び非流動資産に含まれる営業債権の公正価値は1.0百万ユーロであり、契約金額の全額が回収見込みである。

取得原価配分を受けた公正価値への調整の内容は顧客関係（耐用年数：5年）であり、0.7百万ユーロであった。

2020年上半期のエートゥーゼットとエム・シー・エスによる、当グループの売上収益への貢献は6.0百万ユーロであり、継続事業からの税引前利益への貢献は0.9百万ユーロであった。2019年のエートゥーゼットとエム・シー・エスによる、当グループの売上収益への貢献は2.7百万ユーロであり、継続事業からの税引前利益への貢献は0.3百万ユーロであった。

フルフィルメント業務における将来の事業拡大とシナジー効果への期待により、のれんの4.0百万ユーロが導出されている。法人税法上は、のれんが損金算入対象になることは見込まれていない。

7. 事業セグメント

ビーポストは、3つの事業部門と、これらの事業部門にサービスを行うサポート部門を通じて事業を行っている。

郵便・リテール（「M&R」）の事業部門は、ベルギーの宛先特定及び宛先不特定の郵便物、印刷物の集荷、輸送、仕分け、配送に関する業務を担当し、小包に関する業務をビーポストの他の事業部門に提供し下記の業務も所管している。

- 通常郵便及び広告郵便
- 印刷物：新聞及び定期刊行物のニューススタンドへの仕分けと配送、新聞及び定期刊行物の受取人への配送
- 付加価値サービス：文書管理や関連業務；並びに
- 近接性と利便性を備えた小売販売網：ベルギー内の小売販売網を通じ近接性と利便性を備えた小売業を行っている。この小売業には郵便局、ポストポイントのほか、ブランドが異なるウビウェイの小売店も含まれている。またビーポスト・バンクとAGインシュランスとの間で締結した代理店契約に従って、近接性と利便性を備えた小売販売網を通じ、銀行・金融商品の販売も行っている。

この事業部門はベルギー政府の代わりに一般的経済利益を有するサービス（SGEI）の提供も行っている。

欧州アジア小包・ロジスティクス（「PaLo Eurasia」）の事業部門は以下の業務を所管している。

- ベネルクス地域の小包事業：ベルギー及びオランダのラストワンマイルの配送や速達に関する事業と業務。ビーポスト・エスエー／エヌヴィー及びダイナロジックのラストワンマイル小包配送を統合している。
- フルフィルメント、出荷、配達及び返品管理における欧州・アジア地域の電子商取引関連の物流業務。ラディアル・ヨーロッパ、アントヒル、ダイナフィックス及び欧州・アジアのランドマーク企業群を統合している。
- 欧州・アジアでの小包配達及び世界中に向けた国際郵便に関して、国内宛及び国外宛業務、輸入業務（通関）を提供するクロスボーダー業務

この事業部門は、フルフィルメント・仕分けセンター及び小包に関する業務用の複数のハブを含む複数のオペレーションセンターを欧州で運営している。

北米小包・ロジスティクス（「PaLo N.Am.」）の事業部門は、以下に関する事業と業務を所管している。

- 北米の電子商取引関連の物流：北米（ラディアル及びアップル・エクスプレス）とオーストラリア（FDM）でのフルフィルメント、出荷、配達、返品管理、カスタマーサービス及び付加価値テクノロジー・サービスのほか、北米のクロスボーダーの小包業務（ランドマークUS）
- 国際郵便：北米のフルサービスの郵便配達会社としてMSI、アイメックス、エム・エー・アイ・エルを統合している。

コーポレート及びサポート部門（「コーポレート」）は3つのサポート部門とコーポレート部門から構成されている。サポート部門は唯一の提供者として、3つの事業部門とコーポレートに対しビジネスソリューション（間接部門業務）を提供しており、財務・会計、人事・サービスオペレーション、ICT・デジタルが含まれる。コーポレート部門には戦略・M&A・法務・規制・コーポレートセクレタリーが含まれる。サポート部門から生じたEBITはOPEXとして3つの事業部門に再配分されるが、減価償却費はコーポレートで負担する。建物の売却を含むサポート部門から生じた収益はコーポレートに開示されている。

ビーポストはCEOを最高経営意思決定責任者（CODM）としていることから、事業セグメントはCEOに提供された情報に基づき把握されている。各事業セグメント利益はセグメント単位の営業活動からの利益（EBIT）に基づいて算出され、財務諸表の会計基準（IFRS）に従って測定される。セグメント別の資産及び負債はCODMに報告されない。

上記の報告事業セグメントを構成するため集約対象となっている事業セグメントはない。

法人組織間で提供されているサービスと商品は独立当事者間取引によるものである一方、同一の法人組織内の事業部門間で提供されているサービスと商品は通常、増分費用に基づいている。同一法人組織内の事業部門に対し、サポート部門が行うサービスは全額が費用に基づいている。

企業財務、ビーポスト・バンク及び税務部門は、グループ全体のために中央管理されるため、金融収益／金融費用、税金費用並びに関連会社及びジョイント・ベンチャーの利益持分は、グループレベルでのみ開示される。

下記の表は事業セグメント別の収益に関する概要を表示している。

	M&R (郵便・リテール)		PaLo Eurasia (欧州アジア 小包・ロジスティクス)		PaLo N.Ame (北米 小包・ロジスティクス)		コーポレート		消去		グループ	
(単位： 百万ユーロ)	2019年 上半期	2020年 上半期	2019年 上半期	2020年 上半期	2019年 上半期	2020年 上半期	2019年 上半期	2020年 上半期	2019年 上半期	2020年 上半期	2019年 上半期	2020年 上半期
外部からの営業利益	965.9	865.2	388.2	502.5	465.1	611.8	23.3	7.6			1,842.5	1,987.3
セグメント間営業利益	83.0	102.9	10.0	5.9	2.5	3.3	177.8	175.9	(273.2)	(287.9)	0.0	0.0
営業利益合計	1,048.9	968.1	398.2	508.4	467.6	615.2	201.0	183.5	(273.2)	(287.9)	1,842.5	1,987.3
営業費用	840.9	825.1	348.3	450.0	449.2	569.1	164.5	158.2	(273.2)	(287.9)	1,529.7	1,714.4
減価償却費及び償却費	42.3	43.0	11.2	10.6	33.2	42.7	33.8	35.3			120.6	131.6
営業活動からの利益(EBIT)	165.7	100.0	38.7	47.8	(14.8)	3.5	2.7	(10.0)			192.2	141.3
関連会社及びジョイント・ベンチャーの利益持分											4.3	8.0
金融収益／金融費用											(22.3)	(18.4)

税金費用											(60.6)	(39.5)
------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------	--------

当期利益(EAT)	165.7	100.0	38.7	47.8	(14.8)	3.5	2.7	(10.0)	0.0	0.0	113.5	91.5
-----------	-------	-------	------	------	--------	-----	-----	--------	-----	-----	-------	------

	M&R (郵便・リテール)		PaLo Eurasia (欧州アジア 小包・ロジスティクス)		PaLo N.Ame (北米 小包・ロジスティクス)		コーポレート		消去		グループ	
(単位： 百万ユーロ)	2019年 第2四半期	2020年 第2四半期	2019年 第2四半期	2020年 第2四半期	2019年 第2四半期	2020年 第2四半期	2019年 第2四半期	2020年 第2四半期	2019年 第2四半期	2020年 第2四半期	2019年 第2四半期	2020年 第2四半期
外部からの営業 利益	479.4	407.5	196.5	292.1	238.0	351.9	21.8	1.3			935.7	1,052.7
セグメント間 営業利益	42.0	60.7	4.9	2.8	1.1	2.0	93.0	85.4	(141.0)	(150.9)	0.0	0.0
営業利益合計	521.4	468.1	201.4	294.9	239.0	353.9	114.8	86.7	(141.0)	(150.9)	935.7	1,052.7
営業費用	426.8	411.2	173.6	257.8	226.5	318.2	88.1	80.6	(141.0)	(150.9)	773.9	917.0
減価償却費及び 償却費	20.9	21.5	5.5	5.5	16.4	21.5	17.1	17.0	0.0	0.0	59.9	65.5
営業活動からの 利益(EBIT)	73.7	35.4	22.3	31.6	(3.8)	14.2	9.6	(11.0)	0.0	0.0	101.8	70.2
関連会社及び ジョイント・ベ ンチャーの利益 持分											5.7	3.3
金融収益 ／金融費用											(14.8)	(14.0)
税金費用											(29.3)	(15.9)
当期利益(EAT)	73.7	35.4	22.3	31.6	(3.8)	14.2	9.6	(11.0)	0.0	0.0	63.4	43.6

下表は全社的な内容を開示したものであり、IFRS第15号の開示要件も満たしている。

総営業収益（セグメント間の営業収益を除く）、売上収益及びその他営業収益は、財務書類の会計基準（IFRS）及び事業部門の業績と同一の基準で計上されている。

上半期	総営業収益			売上収益	
(単位：百万ユーロ)	2019年	2020年	増減 %	2019年	2020年
郵便・リテール	965.9	865.2	-10.4%	958.7	859.1
通常郵便物	382.9	364.0	-4.9%	382.9	363.8
広告郵便	121.1	85.3	-29.6%	121.0	85.3
印刷物	175.7	171.9	-2.2%	172.3	168.6
近接性と利便性を備えた小売販売網	233.8	192.7	-17.6%	230.6	190.1
付加価値サービス	52.4	51.3	-2.0%	51.9	51.3
欧州アジア小包・ロジスティクス	388.2	502.5	29.4%	387.7	502.5
ベネルクス地域の小包事業	178.4	254.1	42.4%	178.3	254.1
電子商取引関連のロジスティクス	60.2	85.6	42.3%	59.7	85.6
クロスボーダー	149.6	162.8	8.8%	149.6	162.8
北米小包・ロジスティクス	465.1	611.8	31.5%	460.9	604.1
電子商取引関連のロジスティクス	420.1	569.0	35.4%	415.9	561.3
国際郵便	45.0	42.8	-4.8%	45.0	42.8
コーポレート・サポート部門	23.3	7.6	-67.2%	0.0	0.0
合計	1,842.5	1,987.3	7.9%	1,807.4	1,965.7

第2四半期	総営業収益	売上収益
-------	-------	------

(単位：百万ユーロ)	2019年	2020年	増減 %	2019年	2020年
郵便・リテール	479.4	407.5	-15.0%	475.8	404.5
通常郵便物	187.4	170.7	-8.9%	187.4	170.6
広告郵便	60.2	37.5	-37.7%	60.2	37.5
印刷物	87.2	85.8	-1.7%	85.5	84.1
近接性と利便性を備えた小売販売網	117.5	89.7	-23.7%	115.9	88.5
付加価値サービス	27.1	23.9	-11.8%	26.8	23.8
欧州アジア小包・ロジスティクス	196.5	292.1	48.7%	196.2	292.1
ベネルクス地域の小包事業	91.0	149.4	64.2%	91.0	149.4
電子商取引関連のロジスティクス	29.4	46.3	57.8%	29.1	46.4
クロスボーダー	76.1	96.3	26.5%	76.1	96.3
北米小包・ロジスティクス	238.0	351.9	47.9%	236.3	347.9
電子商取引関連のロジスティクス	215.6	331.0	53.5%	214.0	327.0
国際郵便	22.3	20.9	-6.5%	22.3	20.9
コーポレート・サポート部門	21.8	1.3	-94.3%	0.0	0.0
合計	935.7	1,052.7	12.5%	908.3	1,044.5

総営業収益（セグメント間の営業収益を除く）と非流動資産は、地域別にベルギー、他の欧州、米国、その他に分類されている。地域別の配分は、収益を生じる、又は純資産を保有する事業体の所在地に基づいて行う。その他営業収益は複数の項目に配分される。

(単位：百万ユーロ)	2019年6月30日 に終了した 上半期	2020年6月30日 に終了した 上半期	増減 %	2019年6月30日 に終了した 第2四半期	2020年6月30日 に終了した 第2四半期
ベルギー	1,250.4	1,200.9	-4.0%	633.9	601.8
他の欧州	121.2	153.2	26.4%	60.2	80.9
米国	445.1	589.4	32.4%	227.7	339.6
その他	25.8	43.8	69.9%	13.8	30.4
総営業収益	1,842.5	1,987.3	7.9%	935.7	1,052.7

(単位：百万ユーロ)	2019年12月31日現在	2020年6月30日現在	増減 %
ベルギー	977.2	930.7	-4.8%
他の欧州	180.1	192.6	6.9%
米国	874.8	873.5	-0.2%
その他	46.2	44.4	-4.0%
非流動資産合計額	2,078.4	2,041.2	-1.8%

非流動資産合計額は有形固定資産、無形資産、投資不動産並びに営業債権及びその他の債権（1年超）で構成されている。郵便・リテールセグメントに含まれる、マネジメント契約及び印刷物に関する特権契約に規定されているサービスの提供に対しベルギー政府から受領した報酬を除いては、ビーポストの営業収益の10%超を占める単独の外部顧客はいない。

8. 売上収益

(単位：百万ユーロ)	2019年6月30日 に終了した 上半期	2020年6月30日 に終了した 上半期	2019年6月30日 に終了した 第2四半期	2020年6月30日 に終了した 第2四半期
SGEI（一般的経済利益を有するサービス）による報酬以外の 売上収益	1,670.4	1,828.9	840.6	976.2
SGEI（一般的経済利益を有するサービス）による報酬	136.9	136.8	67.8	68.3
合計	1,807.4	1,965.7	908.3	1,044.5

SGEI（一般的経済利益を有するサービス）による報酬は、郵便・リテールセグメントの印刷物及び近接性と利便性を備えた小売販売網で開示されている。

9. サービス及びその他商品

以下の表はサービス及びその他商品の内訳を示している。

(単位：百万ユーロ)	2019年6月30日 に終了した 上半期	2020年6月30日 に終了した 上半期	増減 %	2019年6月30日 に終了した 第2四半期	2020年6月30日 に終了した 第2四半期	増減 %
賃料・賃借費用	27.6	33.7	22.4%	13.1	17.4	33.2%
保守・修理	57.4	55.6	-3.2%	29.5	28.2	-4.5%
エネルギー配達	22.6	21.2	-6.1%	11.0	9.3	-15.6%
その他商品	16.8	20.7	23.3%	9.3	11.8	27.6%
郵便・通信費用	10.0	10.3	2.3%	5.0	5.4	8.1%
保険料	11.8	12.0	1.5%	5.9	5.9	0.9%
輸送費	303.7	404.7	33.2%	153.9	233.6	51.8%
宣伝・広告費用	11.4	9.5	-17.2%	6.2	3.4	-45.4%
コンサルタント費用	19.3	13.3	-31.1%	12.8	5.6	-56.0%
臨時雇用	64.0	108.6	69.7%	31.4	64.6	-
第三者への報酬・手数料	68.3	73.0	6.8%	33.7	34.9	3.5%
その他サービス	47.1	60.2	27.8%	23.3	36.1	55.0%
合計	660.0	822.6	24.6%	335.0	456.3	36.2%

2020年度上半期において、サービス及びその他商品は162.6百万ユーロ、率にして24.6%増加し、822.6百万ユーロとなった。この増加は主として臨時従業員の増員（44.6百万ユーロ）、輸送費の増加（100.9百万ユーロ）、その他商品の仕入原価の増加（3.9百万ユーロ、主にハンドジェルや消毒剤）並びにその他サービス（13.1百万ユーロ、主に取扱量の増加による米国ラディアルの決済処理手数料の増加）によるものである。これらの費用増は、売上収益の増加や小包取扱量の増加、新型コロナウイルス感染症などと合わせて考えるべきである。

10. 有形固定資産

有形固定資産は28.5百万ユーロ、率にして2.5%減少し、2020年6月30日現在の残高は1,105.1百万ユーロとなった。この減少の主な要因は、108.6百万ユーロの減価償却費（IFRS第16号の使用権資産に関連した54.9百万ユーロを含む）及び7.8百万ユーロの売却目的保有資産への振替によるが、31.5百万ユーロの設備投資額や54.7百万ユーロの使用権資産（主にラディアルとアクティブ・アンツの新倉庫関係）並びに為替レートの変動の影響により、一部相殺されている。

11. 無形資産

2020年6月30日現在の無形資産の残高は、7.9百万ユーロ、率にして0.9%減少し、890.4百万ユーロとなった。この減少の主な要因は減価償却費の22.9百万ユーロによるが、設備投資の13.9百万ユーロ及び為替レートの変動の影響により一部相殺されている。

ビーポスト・グループは、IAS第36号に従い、報告日現在の減損の兆候の有無を評価し、のれんの減損テストを行った結果、注記3.2 のれんに開示されているとおり、2020年6月30日現在、減損費用の計上には至らなかった。

12. 関連会社及びジョイント・ベンチャーに対する投資

2020年6月30日現在の持分法を適用する被投資会社への投資は3.9百万ユーロ減少し235.6百万ユーロとなった。ビーポスト・バンクの利益のうちのビーポストの持分は8.1百万ユーロであったが、ジョフィコの損失におけるビーポスト持分の0.1百万ユーロに加え、債権ポートフォリオの一部売却や、2019年12月31日現在と比べて基礎となるイールドカーブが8ベーシスポイント(bps)上昇したことを背景として、その他の包括利益に認識されている債券ポートフォリオの未実現利益が11.9百万ユーロ減少したことにより吸収されている。2020年6月30日現在、関連会社への投資は、債券ポートフォリオに関する9.7百万ユーロの正味未実現利益を含んでおり、これは関連会社への投資総額の4.1%に相当する。未実現利益は債券の取得時の利回りに比べ金利が低下したことにより生じた。未実現利益は損益計算書には認識されず、その他の包括利益の中の資本に直接認識されている。

13. 流動資産に含まれる営業債権及びその他の債権

2020年6月30日現在の流動資産に含まれる営業債権及びその他の債権の残高は、121.6百万ユーロ減少し596.0百万ユーロであった。この減少は主として第1四半期に行われた、SGEI（一般的経済利益を有するサービス）に係る債権の通常の決済によるものである。

新型コロナウイルス感染症が顧客のデフォルト・リスクに及ぼす影響に関し、短期的な経済見通しの不透明さが高まっていることを踏まえ、ポストモデル・オーバーレイとして、顧客の信用格付情報に基づき追加的な引当金を計上している。

14. 現金及び現金同等物

2020年6月30日現在の現金及び現金同等物の残高は、255.2百万ユーロ増加して925.4百万ユーロとなり、この増加の要因は主としてフリー・キャッシュ・フロー（307.4百万ユーロのうち、主に2020年第1四半期に受領したSGEI（一般的経済利益を有するサービス）と運転資金）であるが、財務活動によるキャッシュ・フロー（51.0百万ユーロ）により一部相殺されている。

15. 非流動負債に含まれる有利子負債

非流動負債に含まれる有利子負債は、主として長期リース負債の増加により5.8百万ユーロ増加し、1,182.6百万ユーロとなった。

16. 非流動負債に含まれる営業債務及びその他の債務

非流動負債に含まれる営業債務及びその他の債務は、主としてアクティブ・アンツ・インターナショナル・ビーヴィーの残りの株式に関する偶発負債の認識により、16.9百万ユーロから44.6百万ユーロに増加した。アクティブ・アンツ・インターナショナル・ビーヴィーは2020年4月に設立され、ビーポストはその株式の75%を保有している。残りの25%の株式に対しては、コールとプットの仕組みを設けることが見込まれており、プットの変動行使価格は17.5百万ユーロ（上限額に相当）の割引額が金融負債として認識されている。金融負債の変動は損益計算書に認識される。

17. 従業員給付

(単位：百万ユーロ)	2019年12月31日現在	2020年6月30日現在
退職後給付	(29.4)	(27.5)
その他の長期従業員給付	(282.2)	(279.9)
解雇給付	(9.0)	(7.9)
合計	(320.6)	(315.3)

従業員給付は2020年6月30日現在315.3百万ユーロであり、5.3百万ユーロ、率にして1.7%減少した。この減少は主として下記によるものである。

- ・ 給付支払額 16.5百万ユーロ
- ・ 運用上の数理計算上の利益 0.3百万ユーロ
- ・ 割引率の変動による財務上の数理計算上の利益 0.6百万ユーロ
- ・ その他の包括利益を通じて認識されている確定給付制度の再評価に係る税引前利益1.2百万ユーロは部分的に以下により相殺されている。
- ・ 勤務費用（12.5百万ユーロ）及び利息費用（0.9百万ユーロ）

18. 未払法人所得税

ビーポスト・エスエー／エヌヴィーの第2四半期に法人所得税の前払がなかったことにより、未払法人所得税が36.6百万ユーロ増加し43.9百万ユーロとなった。

19. 流動負債に含まれる営業債務及びその他の債務

流動負債に含まれる営業債務及びその他の債務は34.0百万ユーロ減少し、2020年6月30日現在で1,216.8百万ユーロとなった。この減少は、営業債務が29.2百万ユーロ、社会保障関連債務が24.2百万ユーロ減少したことによるが、その他の債務が19.4百万ユーロ増加したことにより一部相殺されている。営業債務の減少は、主に2020年のコスト抑制策（中でもコーポレート部門のプロジェクト費用が減少）によるもので、新型コロナウイルス感染症が蔓延により返済期間が延長されたプラスの影響によって一部相殺されている。社会保障関連債務の減少は主に、2019年度の社会保障関連未払金（休日賃金、ボーナス等）が2020年度上半期中に支払われたことによる期間差異によるものである。その他の債務の増加は、主にSGEI（一般的経済利益を有するサービス）の報酬についてベルギー政府から前渡金を受け取ったことによるものである。

20. 金融資産及び金融負債

以下の表は、2020年6月30日現在の、ビーポストの金融資産及び金融負債の公正価値測定の階層別の内訳を示している。

(単位：百万ユーロ) 2020年6月30日現在	レベル別公正価値			
	帳簿価額	活発な市場に おける取引価格 (レベル1)	重要な他の観察 可能な情報 (レベル2)	重要な観察 不能な情報 (レベル3)
償却原価で測定される金融資産				
非流動資産				
金融資産	39.1	0.0	39.1	0.0
投資有価証券	0.0	0.0	0.0	0.0
流動資産				
金融資産	1,521.3	0.0	1,521.3	0.0
金融資産合計	1,560.4	0.0	1,560.4	0.0
償却原価で測定される金融負債（デリバティブを除く）				
非流動負債				
長期債券	643.1	660.6	0.0	0.0
金融負債	584.1	0.0	584.1	0.0
流動負債				
デリバティブ商品 - 為替スワップ	0.0	0.0	0.0	0.0
デリバティブ商品 - 為替先渡	0.4	0.0	0.4	0.0
金融負債	1,499.0	0.0	1,499.0	0.0
金融負債合計	2,726.6	660.6	2,083.5	0.0

償却原価で測定される非流動及び流動金融資産、並びに償却原価で測定される非流動及び流動金融負債の公正価値は、その帳簿価額に近似している。これらは財政状態計算書の中で公正価値で測定されていないため、その公正価値は開示されていない。

本期間中には、公正価値ヒエラルキー間の振替はなく、評価技法及び使用されたインプットにも変更はなかった。

2020年第2四半期末現在、金融負債の主な内容は以下のとおりである。

- ・ 650百万ユーロの債券。2018年7月に1.25%のクーポンレートで8年物の債券が発行された。
- ・ 185百万米ドルの無担保長期借入（変動金利）。この借入は2018年7月3日に行われ、期間は3年であるが1年ずつ2つの延長オプションが設けられている。
- ・ 27.3百万ユーロのEIB（欧州投資銀行）からの借入については、毎年9.1百万ユーロずつの約定弁済がある。
- ・ ビーポストのコマーシャルペーパーの発行残高は168.0百万ユーロであった。コマーシャルペーパーの償還期間は1ヶ月から6ヶ月である。現在の市況ではビーポストはマイナス金利の恩恵を得られる。7月には、ビーポスト・グループは市場の地合いの良さを捉えて7ヶ月物（償還期限は2021年1月）のコマーシャルペーパー100百万ユーロを発行し、来年1月にSGEI（一般的経済利益を有するサービス）の代金を回収するまでの間の短期資金の大半を調達している。
- ・ リース関連の負債残高は457.5百万ユーロであった。

ビーポストは総額375.0百万ユーロ、2件の未実行のリボルビング・クレジット・ファシリティを有している。2019年に、2022年10月に満期が到来する300.0百万ユーロのシンジケート・ファシリティの契約期間を2024

年10月まで延長した。一方、2020年に、2023年6月に満期が到来する75.0百万ユーロの相対取引によるバイラテラル・ファシリティの契約期間を2025年6月まで延長した。当該契約は米ドルとユーロでの借入が可能である。300.0百万ユーロのリボルビング・クレジット・ファシリティの金利は、外部が決定したビーポストの持続性に関する格付に従って変動する。

21. デリバティブ金融商品及びヘッジ

デリバティブ商品

ビーポストは外国通貨へのエクスポージャーの一部を管理するために外国為替先渡契約や外国為替スワップ契約を締結している。これらの契約は、ビーポストが子会社に対して行ったグループ企業間ローンに関連する為替リスクをヘッジするために実施した。

金利スワップ

2018年2月に、ビーポストは想定元本額600.0百万ユーロ、10年物の先日付スタートの金利スワップを締結した。この取引は、ラディアルの買収のために2017年11月に締結した買収向けブリッジローンの借り換えのために発行を予定している長期債の金利リスクをヘッジするためのものである。

2018年7月にビーポストは8年物の650.0百万ユーロの債券を発行した。その時点で金利スワップは解消され、キャッシュ・フロー・ヘッジの有効部分（20.0百万ユーロ）と非有効部分（1.5百万ユーロ）を合わせた21.5百万ユーロを支払うことで決済された。非有効部分は損益計算書に計上されている。キャッシュ・フロー・ヘッジの有効部分（20.0百万ユーロ）はその他の包括利益にキャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金として（税引後で14.8百万ユーロ）認識されている。このキャッシュ・フロー・ヘッジは、長期債のキャッシュ・フローが発行日から8年間にわたり純損益に影響を及ぼすことが見込まれるため、同期間にわたり純損益に分類変更される。2020年度には純額で0.9百万ユーロが損益計算書に分類変更された。

純投資ヘッジ

2018年度に、ビーポストは満期3年であるが1年ずつ2回延長可能な米ドル建のタームローンを締結した。債券の発行と同時に、機能通貨がユーロであるビーポストは、2017年のラディアル・ホールディングス・エルピーの買収資金を借り換えにあたり、在外営業活動体に係る為替換算差額を低減するために一部を米ドルで借り入れ、純投資ヘッジを行った。その結果、ヘッジ手段の公正価値の変動の有効部分はその他の包括利益に認識された。ヘッジの想定元本額は143.0百万米ドルであり、ユーロに換算された帳簿価額は127.7百万ユーロであった。2020年6月30日現在、その他の包括利益に認識され、為替換算準備金に累積された、米ドル建借入の再評価に係る純損失は0.4百万ユーロであった。2020年度には非有効部分はなかった。

22. 偶発負債及び偶発資産

偶発負債及び偶発資産は、2019年12月31日現在のビーポストの年次財務書類の注記6.30に記載されている残高から重要な変更はない。本中間財務書類は2019年12月31日現在のビーポストの年次財務書類と合わせて読むべきである。

23. 後発事象

財政状態計算書日以降に、当社の財政状態に影響を及ぼす重要な事象はなかった。

2【その他】

(1) 後発事象

前記「1 中間財務書類 — 中間要約連結財務書類の注記 — 23. 後発事象」を参照のこと。

(2) 訴訟

2019年12月31日に終了した年度に関する有価証券報告書（2020年6月30日提出）の「第6 経理の状況 — 1 財務書類 — A 連結財務書類 — 6 連結財務書類の注記」に記載されている2019年12月31日に終了した事業年度に係る連結財務書類に対する注記6.27と併せて、前記「1 中間財務書類 — 中間要約連結財務書類の注記 — 22. 偶発負債及び偶発資産」を参照のこと。

3【ベルギーと日本における会計原則及び会計慣行の主要な相違】

国際財務報告基準（IFRS）と日本における会計原則の相違

番号	項目	国際財務報告基準(IFRS)	日本基準 (一般に公正妥当と認められる会計原則)
1	連結 - 連結の範囲	(IFRS10.7) 支配の概念による。 以下の要件を全て満たす場合に支配を有するものと判断される。 ・投資先に対してパワーを有している。 ・投資先への関与から生じる変動リターンにさらされている、もしくは変動リターンに対する権利を有している。 ・投資者のリターンの金額に影響を与えるようなパワーを、投資先に対して行使することができる。 (IFRS10.B22, B47) 支配の有無を判断する際には、実態を伴う潜在的議決権を考慮する。その際は、投資者が保有する潜在的議決権のみならず、他の当事者が保有する議決権も踏まえて判断する。 (IFRS10.B41, B42) 投資者が投資先の議決権のうち、過半数に満たない部分しか保有していない場合であっても、いわゆる「事実上の支配」が成立する可能性がある。 (IFRS10.18, B58) 支配の有無の判断にあたり、意思決定権保持者が意思決定権を本人として自身の利益のために行使するか、代理人として他の当事者のために行使するかを考慮しなければならない。	(連結財務諸表に関する会計基準第6, 7, 13項) 支配力の概念による。 親会社が、他の企業の財務及び営業又は事業の方針を決定する機関(意思決定機関)を支配している場合、当該他の企業に対する支配が存在する。 日本基準には、支配の有無の判断にあたり、潜在的議決権の影響や、意思決定権の行使が本人と代理人のいずれの立場として行われるか等を考慮することを明示的に求める規定は存在しない。 一方、IFRS第10号の「事実上の支配」に一部類似する考え方として、自らの議決権が過半数に満たない場合であっても、「緊密な者」と「同意している者」が所有する議決権を合わせた判断を行うこと、取締役会の構成、資金調達の状況及び方針決定を支配する契約の存在等を考慮することを求める規定が存在する。
2	連結 - 連結会社間の会計方針の統一	(IFRS10.19, B87) 同様の状況における類似の取引及びその他の事象については、統一された会計方針を用いて連結財務諸表を作成しなければならない。 統一すべき会計方針と異なる会計方針が用いられている場合には、連結財務諸表を作成する際に、適切な修正を行う必要がある。	(連結財務諸表に関する会計基準第17項) (連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い(実務対応報告第18号)) 同一環境下で行われた同一の性質の取引等について、親会社及び子会社が採用する会計方針は、原則として統一する。 ただし、在外子会社の財務諸表が、IFRS又は米国基準に準拠して作成されている場合には、当面の間、5項目の調整を除いて、それらを連結決算手続上利用することができる。
3	企業結合 - 企業結合の会計処理	(IFRS3.4) 取得法を適用して各企業結合を会計処理する。 (IFRS3.2) IFRS第3号は、共同支配の取決めの形成及び共通支配下の企業又は事業の結合などには適用されない。	(企業結合に関する会計基準第17項) 共同支配企業の形成及び共通支配下の取引以外の企業結合は、取得とされ、パーチェス法が適用される。

番号	項目	国際財務報告基準(IFRS)	日本基準 (一般に公正妥当と認められる会計原則)
4	企業結合 - のれんの当初認識と非支配持分の測定方法	(IFRS3.19, 32) 企業結合ごとに、以下のいずれかを選択できる。 1) 非支配持分も含めた取得企業全体を公正価値で測定し、のれんは非支配持分に帰属する部分も含めて認識する方法(全部のれんアプローチ)。 2) 非支配持分は、取得企業の識別可能純資産の公正価値に対する比例持分相当額として測定し、のれんは取得企業の持分相当額についてのみ認識する方法(購入のれんアプローチ)。	(企業結合に関する会計基準第31項) のれんとは、被取得企業又は取得した事業の取得原価が、取得した資産及び引き受けた負債に配分された純額を超過する額として算定される(購入のれんアプローチのみ)。 (連結財務諸表に関する会計基準第20項) 全面時価評価法により、子会社の資産及び負債のすべてを支配獲得日の時価により評価する。 * IFRSで選択できるような、非支配持分自体を支配獲得日の時価で評価する処理は認められていない。
5	企業結合 - のれんの取扱い	(IFRS3.B63(a), IAS36.88, 90) 規則的な償却は行わないが、減損の兆候が無くとも毎期1回、減損の兆候がある場合には追加で、減損テストを行う。	(企業結合に関する会計基準第32項, 連結財務諸表に関する会計基準第24項) 20年以内のその効果の及ぶ期間にわたって、定額法その他合理的な方法により償却する。 ただし、のれんの金額に重要性が乏しい場合には、当該のれんが生じた事業年度の費用として処理することができる。 (固定資産の減損に係る会計基準二第8項) のれんに減損の兆候がある場合には、減損損失を認識するかどうかを判定する。
6	有形固定資産 - 解体及び除却費用並びに原状回復費用等	(IAS16.16(c), 18, IAS 37.10, 14, 19, 45, 47, IFRIC1.3, 8) IAS第37号に従い、引当金の認識要件を満たす解体及び除却費用ならびに原状回復費用等は、有形固定資産の取得原価に含める。IAS第37号の引当金には、法的債務及び推定的債務が含まれる。 有形固定資産が原価モデルで測定されており、引当金に係る割引率が事後的に変更された場合は、引当金を再測定し、変動額を有形固定資産の取得原価に加減する。 引当金の割引に関する振戻しは、金融費用として費用計上する。	(資産除去債務に関する会計基準第3, 6, 7, 11, 14項, 資産除去債務適用指針第9項) 資産除去債務計上額に関連する有形固定資産の帳簿価額に加える。 資産除去債務には、除去に関して法令又は契約で要求される法律上の義務及びそれに準ずるものを計上する。 資産除去債務の割引率は負債計上時に決定し、その後の変更は行わない(ただし、将来CFの見積額が増加した場合は、その時点の割引率に変更し、減少した場合は負債計上時の割引率を用いる)。 時の経過による資産除去債務の調整額は、損益計算書上、当該資産除去債務に関連する有形固定資産の減価償却費と同じ区分に含めて計上する。
7	資産の減損 - 減損プロセス - 減損の認識判定に用いる数値	(IAS36.59) 1段階アプローチ 減損の兆候が存在する場合には、回収可能額を算定し、資産の帳簿価額がその回収可能額を上回る場合に、その差額を減損損失として認識する。 回収可能額は、処分費用控除後の公正価値と使用価値のいずれか高い金額となる。	(固定資産の減損に係る会計基準二2, 3) 2段階アプローチ 減損の兆候が存在する場合には、最初に減損の認識の判定(資産の帳簿価額を、使用及び最終的処分を通じて発生する割引前将来キャッシュ・フローの総額と比較する)を行う。その結果、資産の帳簿価額が割引前キャッシュ・フローの総額よりも大きいため、回収不能と判断された場合、資産の帳簿価額を回収可能価額(正味売却価額と使用価値のいずれか高い金額)まで減額するように減損損失を認識する。

番号	項目	国際財務報告基準(IFRS)	日本基準 (一般に公正妥当と認められる会計原則)
8	資産の減損 - 減損損失の戻入れ	(IAS36.110, 117, 124) のれんに関し、その戻入れは禁止されているが、他の資産については、毎年、戻入れの兆候について検討しなければならない。戻入れが必要な場合は、過年度に減損がなかったとした場合の(償却又は減価償却控除後の)帳簿価額を上限として、減損損失を戻し入れる。	(固定資産の減損に係る会計基準三2) あらゆる資産について禁止される。
9	リース - リースの分類	(IFRS16.22, 61-65) 借手は、リースをファイナンス・リース又はオペレーティング・リースに分類することはない。 貸手は、リースをファイナンス・リース又はオペレーティング・リースに分類する。 当該分類は、資産の所有に伴うリスクと経済価値が実質的にすべて借手に移転しているかに基づいて行われ、契約の形式よりも取引の実質に基づいて判断される。	(リース取引会計基準5, 6, 8, リース取引適用指針5, 9) 解約不能かつフルペイアウトの要件を充足するリース取引をファイナンス・リース取引といい、リース取引がファイナンス・リース取引に該当するかどうかについては、その経済的実質に基づいて判断すべきものであるが、以下のいずれかに該当する場合は、ファイナンス・リース取引と判定される。 ・解約不能のリース期間中のリース料総額の現在価値が、見積現金購入価額の概ね90%以上 ・解約不能のリース期間が、当該リース物件の経済的耐用年数の概ね75%以上 ファイナンス・リース取引はさらに、所有権移転ファイナンス・リースと所有権移転外ファイナンス・リースに分類される。 ファイナンス・リース取引以外のリース取引をオペレーティング・リース取引といい、会計処理は通常の賃貸借取引に係る方法に準じて行う。
10	リース - 借手の資産及び負債の認識の免除	(IFRS16.5-8, B3-B8) 借手は、短期リース、及び少額リースについて、使用権資産、及びリース負債を認識しない方法を選択できる。 その場合には、費用を定額で認識する方法、又はその他の規則的な方法により認識する。 購入オプションが含まれているリースは短期リースとして処理できない。	(リース取引適用指針34, 35, 45, 46) ファイナンス・リース取引であっても、以下のいずれかを満たす場合、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行うことができる。 ・所有権移転外ファイナンス・リースについて、事業内容に照らして重要性が乏しい、リース契約1件当たりのリース料総額が300万円以下のリース取引 ・リース期間が1年以内のリース取引 ・重要性が乏しい減価償却資産について、購入時に費用処理する方法が採用されている場合で、リース料総額が当該基準額以下のリース取引

番号	項目	国際財務報告基準(IFRS)	日本基準 (一般に公正妥当と認められる会計原則)
11	リース - 借手の資産及び負債の当初測定	(IFRS16.23-28) 使用権資産は、リース開始日に取得原価により測定する。 リース負債は、リース開始日にリース料支払額の現在価値により測定する。 なお、日本基準のような簡便的な取扱いは定められていない。	(リース取引適用指針22, 31, 37) ファイナンス・リース資産及び債務の価額は以下のとおり。 貸手の購入価額等が明らかな場合： 所有権移転：貸手の購入価額等 所有権移転外：貸手の購入価額等、または、リース料総額(残価保証額を含む)の割引現在価値のいずれか低い金額 貸手の購入価額等が明らかなでない場合： リース料総額(残価保証額を含む)。また、所有権移転の場合は割安購入選択権の行使価額を含む)の割引現在価値または、借手の見積現金購入価額のいずれか低い金額 所有権移転外ファイナンス・リースについて、リース資産総額に重要性が乏しい場合には、リース料総額から利息相当額を控除しない方法又は利息相当額を定額法で各期に配分する方法を適用できる。
12	リース - 借手の使用権資産の事後測定	(IFRS16.30-35) 借手は使用権資産を以下の方法により測定する ・原価モデル(IAS第16号参照) ・再評価モデル(IAS第16号参照) ・公正価値モデル(IAS第40号参照)	(リース取引会計基準12, 39) 所有権移転ファイナンス・リース資産の減価償却費は、自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法により算定する。 所有権移転外ファイナンス・リース資産については、企業の実態に応じ、自己所有の固定資産と異なる償却方法を選択することができる。
13	金融商品 - 事後測定総論	(IFRS9.4.1.1) 金融資産は、事後測定の目的上、以下の3つの区分のいずれかに分類される。 ・償却原価で測定するもの ・その他の包括利益を通じて公正価値で測定するもの ・純損益を通じて公正価値で測定するもの	(金融商品に関する会計基準第14項-第18項) 債権と有価証券に分けて捉え、基本的には有価証券のみを分類の対象としている。
14	金融商品 - 公正価値測定の範囲	(IFRS9.5.2.1, B5.4.14) 公表価格がない資本性金融商品及びそのデリバティブ(資産)に関するIAS第39号における取得原価評価の例外規定は廃止され、必ず公正価値で測定する必要がある。	(金融商品会計に関する実務指針第63項但書) 市場で売買されない株式については、時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券として取り扱う。 (金融商品会計に関する実務指針第104項) 取引慣行が成熟していない一部のウェザー・デリバティブ等で公正な評価額を算定することが極めて困難と認められるデリバティブ取引については、取得価額をもって貸借対照表価額とする。

番号	項目	国際財務報告基準(IFRS)	日本基準 (一般に公正妥当と認められる会計原則)
15	金融商品 - 通常の方法による金融資産の購入又は売却	(IFRS9.3.1.2) 通常の方法による金融資産の購入又は売却については、取引日会計又は決済日会計により、認識及び認識の中止を行わなければならない。当該方法は会計方針として選択できる。	(金融商品会計に関する実務指針第22、26項) 有価証券の売買契約については、約定日から受渡日までの期間が市場の規則又は慣行に従った通常の間である場合、売買約定日に買手は有価証券の発生を認識し、売手は有価証券の消滅の認識を行う。 ただし、保有目的区分ごとに買手は約定日から受渡日までの時価の変動のみを認識し、また、売手は売却損益のみを約定日に認識する修正受渡日金融商品に関する会計基準によることができる。 貸付金及び借入金、資金の貸借日にその発生を認識し、その返金日に消滅を認識する。
16	金融商品 - 金融資産の認識の中止	(IFRS9.3.2.6) リスク経済価値アプローチに基づき、金融資産の認識を中止する。 金融資産の所有に係るリスクと経済価値のほとんどすべてを移転したわけでも、ほとんどすべてを保持しているわけでもない場合は、「支配」の有無を検討する。引き続き支配を保持している場合は、継続的関与アプローチに基づき認識を継続する。	(金融商品に関する会計基準第12項) 財務構成要素アプローチに基づき、金融資産の消滅を認識する。
17	金融商品 - その他の金融負債	(IFRS9.4.2.1) 事後測定には、純損益を通じて公正価値で測定(以下、FVPL)に該当する場合を除き、常に実効金利法に基づく償却原価が用いられる。	(金融商品に関する会計基準第26項、金融商品会計に関する実務指針第70、126項) 金銭債務は原則として債務額をもって貸借対照表価額とされる。償却原価法が用いられるのは、社債を社債金額よりも低い価額又は高い価額で発行した場合などに限られ、その際、利息法その他、継続適用を条件として定額法を用いることも認められる。

番号	項目	国際財務報告基準(IFRS)	日本基準 (一般に公正妥当と認められる会計原則)
18	金融商品 - 金融資産の分類	(IFRS9.4.1.1-4.1.5, 5.2.1, 5.7.5) ・負債性投資(債券・債権等) 「ビジネスモデル・テスト」及び「契約上のキャッシュ・フローの特徴テスト」に従い、以下の3つに区分される。 ・償却原価 当該金融資産を保有するビジネスモデルが回収であり、かつ、契約上のキャッシュ・フローの特性テストを満たすもの ・(リサイクルあり)その他の包括利益を通じて公正価値で測定(FVOCI) 当該金融資産を保有するモデルが回収と売却の両方であり、かつ、契約上のキャッシュ・フローの特性テストを満たすもの ・純資産を通じて公正価値で測定(FVPL) 上記のいずれにも該当しないもの 償却原価又はFVOCIに分類される場合であっても、公正価値オプションを適用し、FVPLに分類できる。 ・資本性投資(株式等) トレーディング目的ではなく、当初取得時に企業が指定した場合のみ、(リサイクルなし)その他の包括利益を通じて公正価値で測定される。上記指定が行われない投資はFVPLに分類される。	(金融商品に関する会計基準第15項-第18項) 有価証券については以下のとおり区分される。 ・売買目的有価証券 ・満期保有目的の債券 ・子会社株式及び関連会社株式 ・その他有価証券
19	金融商品 - トレーディング目的で保有する金融負債	(IFRS9.4.2.1, Appendix A) トレーディング目的で保有する金融負債は、FVPLに分類される。	(金融商品に関する会計基準第15項) デリバティブ取引により生じる正味の債務を除いて、金融負債は時価評価されない。
20	金融商品 - 金融資産の再分類及び区分変更	(IFRS9.4.4.1, 4.4.2) 負債性投資について、ビジネスモデルが変更された稀なケースにおいてのみ、再分類が認められる。資本性投資及び金融負債については、再分類は認められない。	(金融商品会計に関する実務指針第80項) 有価証券の保有目的区分は、正当な理由なく変更することはできないとしており、正当な理由に該当するケースとして、資金運用方針の変更又は特定の状況の発生に伴って、保有目的区分を変更する場合等が挙げられている。

番号	項目	国際財務報告基準(IFRS)	日本基準 (一般に公正妥当と認められる会計原則)
21	金融商品 - FVOCI/その他の有価証券(株式)に係る利得及び損失/売却可能金融資産の評価	(IFRS9.5.7.5-5.7.6) 売却可能金融資産の区分は廃止された。当初認識時にFVOCIと指定された資本性投資については、受取配当金のみ純損益に計上され、それ以外の利得及び損失はすべてその他の包括利益に計上され、その後の純損益への振替は行われない。	(金融商品に関する会計基準第18項、第20項-第22項、金融商品会計に関する実務指針第91、92項) 時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額は税効果を考慮のうえ、以下のいずれかの方法により処理する。 ・合計額を純資産の部に計上 ・時価が取得原価を上回る銘柄に係る評価差額は純資産の部に計上、時価が取得原価を下回る銘柄に係る評価差額は当期の損失として処理 時価が著しく下落し、かつ、回復可能性が認められない場合又は実質価額が著しく低下した場合には、減損損失を認識し、評価差額を当期の損失として処理する。減損の戻入は禁止される。
22	金融商品 - 外貨建売却可能金融資産/その他の有価証券の為替差額の処理	(IFRS9.B5.7.2-B5.7.4, IAS21.28) 投資が外貨建の貨幣性金融商品である場合、為替レートの変動による利得又は損失は、純損益に計上しなければならない。FVOCIに指定した外貨建資本性投資に係る為替変動はOCIで認識する。	(外貨建取引等の会計処理に関する実務指針第16項) 外貨建その他の有価証券の評価差額に関して、取得原価又は償却原価に係る換算差額も評価差額と同様に処理する。 ただし、外貨建債券については、外国通貨による時価の変動に係る換算差額を評価差額とし、それ以外の差額については為替差損益として処理することもできる。
23	金融商品 - 償却原価法と実効金利	(IFRS9.5.4.1) 常に実効金利法による。 (IFRS9 Appendix A) 実効金利には、契約当事者間で授受される手数料、取引費用、ならびにその他のプレミアム及びディスカウント、すでに発生しているクレジット・ロス等を考慮する。	(金融商品会計に関する実務指針第70項後段(2)、第105項) 償却原価法は原則として利息法によるが、継続適用を条件として、簡便法として定額法を採用することも認められる。 (金融商品会計に関する実務指針70項) 満期保有目的及びその他の有価証券の債券は、金利調整差額のみを対象とする償却原価法を適用する。
24	金融商品 - 非上場資本性投資(時価のない株式)	(IFRS9.5.2.1, B5.4.14-B5.4.17) 取得原価評価の例外規定は廃止され、常に公正価値測定することが求められる。 ただし、一定の状況では取得原価が公正価値の最善の見積りとみなせる場合もあり得るとしたうえで、そのような判断が適切ではない状況に関するガイダンスが提供されている。	(金融商品に関する会計基準第19項、金融商品会計に関する実務指針第63項) 市場で売買されず市場価格に基づく価額がない株式については、時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券として、取得原価をもって貸借対照表価額とする。
25	金融商品 - 貸倒引当金と減損の区別	(IFRS9.2.1, 5.5.1) 償却原価で測定される金融資産、負債性金融商品のうちFVOCIの金融資産、リース債権及びIFRS第15号に基づく契約資産等に対して単一のアプローチで予想信用損失に対する損失評価引当金が認識される。	(金融商品に関する会計基準第20項-第21項、第27項-第28項) 債権の貸倒れと有価証券の減損に分けて検討する。

番号	項目	国際財務報告基準(IFRS)	日本基準 (一般に公正妥当と認められる会計原則)
26	金融商品 - 貸倒引当金及び減損(有価証券)	(IFRS9.5.5.1-5.5.8, 5.4.1) ・負債性金融商品の場合 当初認識時点ですでに減損の客観的な証拠がある資産(不良債権等)を除き、減損規定の対象資産は、すべて12ヶ月予想信用損失(ECL: Expected Credit Losses)が引き当てられる(ステージ1) 当初認識後に信用リスクの著しい増加がある場合には、引当額が12ヶ月ECLから全期間ECLに切り替わる(ステージ2) (利息収益の認識) 減損の客観的な証拠が生じるまでは、利息収益は、総額ベースの帳簿価額に実効金利(EIR)を適用する。減損の客観的な証拠がある場合には、ネットの帳簿価額にEIRを適用する(ステージ3)。 ・資本性金融商品の場合 非デリバティブ資本性投資は、すべてFVPL又はFVOCI(リサイクルなし)で処理されるため、減損という手続き自体がなくなっている。	(金融商品に関する会計基準第20項-第21項) 有価証券については、時価が著しく下落したときは、回復する見込みがあると認められる場合を除き、時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額は当期の損失として処理する。時価を把握することが極めて困難な株式について、実質価額が著しく低下した場合には、相当の減額をなし、評価差額は当期の損失として処理する。 (金融商品会計に関する実務指針第93項) 債券について時価を把握することが極めて困難なケースについても規定している。
27	金融商品 - 営業債権と貸付金の貸倒引当金の設定	(IFRS9.5.5.15-5.5.16) 以下については、簡便法の適用が強制又は会計方針により認められる。なお、簡便法が適用された場合、常に全期間ECLを認識する。 ・重要な財務要素のない営業債権及び契約資産…簡便法が強制 ・重要な財務要素のある営業債権及び契約資産、ならびにリース債権(1年超を含む)…会計方針により、原則法と簡便法を選択。	(金融商品に関する会計基準第27, 28項) 区分に応じ、債権の貸倒見積高を以下のとおり算定する。 ・一般債権：過去の貸倒実績率等、合理的な基準により算定 ・貸倒懸念債権：債権の状況に応じ、次のいずれかの方法を継続適用する - 債権額から担保の処分見込額等を減額し、その残額について債権者の財政状態及び経営成績を考慮して貸倒見積高を算定する方法 - 将来キャッシュ・フローの現在価値と債権の帳簿価額との差額を貸倒見積高とする方法 ・破産更生債権等：債権額から担保の処分見込額等を減額し、その残額を貸倒見積高とする。
28	金融商品 - 減損の戻入れ	(IFRS9.5.4.1-5.4.2) 負債性金融商品については、減損認識後の事象と客観的に関連付けられる場合、戻し入れなければならない。 資本性投資については、減損及び減損の戻入れという問題はそもそも生じなくなる。	(金融商品に関する会計基準第15, 22項) 売買目的有価証券は、減損後引き続き時価評価されるが、満期保有目的の債券、子会社及び関連会社株式、その他有価証券について減損の戻入れは行われない。

番号	項目	国際財務報告基準(IFRS)	日本基準 (一般に公正妥当と認められる会計原則)
29	金融商品 - デリバティブの定義	(IFRS9 Appendix A) デリバティブとは、以下の3つの特徴のすべてを有するものをいう。 ・その価値が、基礎数値(金利やコモディティ価格など)の変動に応じて変動すること。 ・当初の純投資を全く要しないか、又は市場要因の変動に対する反応が類似する他の種類の契約について必要な当初の純投資よりも小さい。 ・将来のある日に決済される。	(金融商品会計に関する実務指針第6項) デリバティブとは、次のような特徴を有する金融商品である。 ・その権利義務の価値が基礎数値の変化に反応して変化する①基礎数値を有し、かつ、②想定元本か固定若しくは決定可能な決済金額のいずれか又は想定元本と決済金額の両方を有する契約である。 ・当初純投資が不要であるか、又は市況の変動に類似の反応を示すその他の契約と比べ当初純投資をほとんど必要としない。 ・その契約条項により純額(差金)決済を要求若しくは容認し、契約外の手段で純額決済が容易にでき、又は資産の引渡しを定めていてもその受取人を純額決済と実質的に異ならない状態に置く。
30	金融商品 - ヘッジ会計の手法	(IFRS9.6.5.2, IAS39.86, 89, 95) 公正価値ヘッジ(ヘッジ対象の特定のリスクに係る公正価値の変動と、ヘッジ手段の公正価値の変動を、ともに純損益として認識・計上する)、キャッシュ・フロー・ヘッジ(ヘッジ手段の公正価値変動のうち、有効部分をOCIに計上する)、および在外営業活動体に対する純投資のヘッジについて、ヘッジ会計が認められている。	(金融商品に関する会計基準第32項) 原則として、ヘッジ手段に係る損益又は評価差額を、税効果を考慮のうえ、原則、ヘッジ対象にかかる損益が認識されるまで純資産の部において繰り延べる。 ただし、ヘッジ対象に係る相場変動等を純損益に反映させる時価ヘッジも認められる。
31	金融商品 - ヘッジ非有効部分の処理	(IFRS9.6.5.11, IAS39.95(b)) ヘッジ手段に係る利得又は損失のうち非有効部分は、純損益として認識しなければならない(特に、キャッシュ・フロー・ヘッジの場合に問題となる)。	(金融商品会計に関する実務指針第172項) ヘッジ全体が有効と判定され、ヘッジ会計の要件が満たされている場合には、非有効部分についても繰延処理することができる。 非有効部分を合理的に区分できる場合には、当期の純損益に計上することができる。

番号	項目	国際財務報告基準(IFRS)	日本基準 (一般に公正妥当と認められる会計原則)
32	金融商品 - 有効性評価	(IFRS9.6.4.1, 6.5.6等) ヘッジの有効性評価を省略することは認められない。以下の有効性に係る要件のすべてを満たす場合に、ヘッジ関係に対してヘッジ会計を適用することができる(80%から125%という数値基準は廃止されている)。 ・ヘッジ対象とヘッジ手段の間に経済的關係があること。 ・信用リスクの影響が、当該経済的關係から生じる価値変動に著しく優越するものではないこと。 ・ヘッジ関係のヘッジ比率が、企業が実際にヘッジしているヘッジ対象の量と企業がヘッジ対象の当該量を実際にヘッジするのに使用しているヘッジ手段の量から生じるものと同一であること。 事後的有効性評価においては、①ヘッジ関係に係るリスク管理目的が変わっていないか、②ヘッジ手段とヘッジ対象に経済的關係が引き続き存在するか、③信用リスクがヘッジ関係に優越していないかについて評価を行う。 (IAS39.88(e), F.4.2, F.4.7, F.5.5等) ヘッジの有効性評価を省略することは認められない。 ヘッジの有効性を累計ベースで判定することがヘッジ文書で定められている場合、たとえヘッジが特定の期において非常に有効でなかったとしても、ヘッジ関係の存続期間にわたって十分に有効と想定される場合には、ヘッジ会計が排除されるものではない。 また、キャッシュ・フロー・ヘッジの事後的有効性評価については、ヘッジ手段に係るキャッシュ・フローの公正価値変動を、ヘッジ対象の「割引後」見積キャッシュ・フローの変動と比較する必要がある。	(金融商品会計に関する実務指針第143項(2), 第146, 156, 158項) ヘッジ手段とヘッジ対象の重要な条件が同一で、ヘッジ開始時から継続して相場又はキャッシュ・フローの変動の完全な相殺が想定できる場合、有効性の判定を省略できる。事前テストが高い有効性を示していれば、たとえ事後テストが高い相関関係を示していなくとも、その原因が変動幅が小さいことによる一時的なものと認められるときは、ヘッジ会計の適用を継続できる。 キャッシュ・フローを固定するヘッジは、ヘッジ手段とヘッジ対象のキャッシュ・フローの変動の累計との間に高い相関関係があれば、有効性が認められる。
33	法人所得税 - 繰延税金資産・負債の当初認識に関する適用除外	(IAS12.15, 24) 企業結合でない取引であり、かつ取引時に会計の利益にも課税所得(欠損金)にも影響を与えない取引から生じた資産又は負債の当初認識から生ずる繰延税金資産、負債を認識することは禁止されている。	IFRSのような例外規定は存在しない。

番号	項目	国際財務報告基準(IFRS)	日本基準 (一般に公正妥当と認められる会計原則)
34	法人所得税 - のれんに対する 税効果	(IAS12.15(a)) のれんの当初認識時は、繰延税金負債を認識しない。 (IAS12.21B) ただし、各国の税法において、のれんの償却費が税務上損金算入される場合に、税務上の償却計算により当初認識後に新たに発生する将来加算一時差異については、繰延税金負債を計上する。 (IAS12.32A) のれんの当初認識時に会計上の帳簿価額を税務基準額が上回る場合には、回収可能性がある」と判断される場合に限り、企業結合の処理として当該将来減算一時差異に関して、繰延税金資産を認識する。	(連結財務諸表における税効果会計に関する実務指針第27項) のれんについては、繰延税金資産及び負債を認識しない。
35	法人所得税 - 繰延税金資産の 回収可能性の 判断	(IAS12.24, 27-31) 繰延税金資産は、下記を考慮のうえ、将来減算一時差異を利用できる課税所得が生ずる可能性が高い(probable)範囲内で認識しなければならない。なお、評価性引当金を計上する2段階アプローチは採用されておらず、繰延税金資産は回収可能性がある」と認められる金額で直接計上する。 ・収益力に基づく課税所得の十分性 ・タックスプランニングの存在 ・将来加算一時差異の十分性 なお、回収可能性の判断にあたり、一定のガイダンスが提供されている。ただし、日本基準のように会社区分や数値基準は示されていない。 連結上の未実現利益の消去に係る繰延税金資産の回収可能性について、日本基準のような例外規定がないため、原則どおり回収可能性の検討が必要である。	(個別財務諸表における税効果会計に関する実務指針第21項、繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針) 将来減算一時差異に係る繰延税金資産から控除する金額(評価性引当額アプローチを採用)の決定に当たっては、下記を考慮のうえ、当該資産の回収可能性について十分に検討し、慎重に決定する。 ・収益力に基づく課税所得の十分性 ・タックスプランニングの存在 ・将来加算一時差異の十分性 なお、回収可能性の判断にあたり、会社区分ごとに数値基準(将来5年以内、将来1年以内等)を含めた詳細な取扱いが示されている。 (連結財務諸表における税効果会計に関する実務指針第16項) 連結上の未実現利益の消去に係る繰延税金資産の回収可能性について、個別財務諸表における税効果会計に関する実務指針第21号の判断要件は適用しない(回収可能性の検討は不要)。
36	法人所得税 - 未実現利益の消 去に係る税効果	(IAS12.47) 日本基準のような例外規定はなく、原則どおり一時差異が発生している資産を有する企業(売却先)の税率を使用して計算する。	(連結財務諸表における税効果会計に関する実務指針第13, 14項) グループ内未実現損益に関する繰延税金資産又は負債の計上額は、売却元において当該未実現損益に対して売却年度の課税所得に適用された、法定実効税率を使用して計算する。

番号	項目	国際財務報告基準(IFRS)	日本基準 (一般に公正妥当と認められる会計原則)
37	引当金及び偶発事象 - 引当金の認識要件	(IAS37.14) 以下の要件すべてを満たす場合に認識しなければならない。 ・企業が過去の事象の結果として現在の債務(法的又は推定的)を有している。 ・当該債務を決済するために経済的便益を有する資源の流出が必要となる可能性が高い。 ・当該債務の金額について信頼できる見積りが可能である。	(企業会計原則注解18) 以下の要件すべてを満たす場合に認識しなければならない。 ・将来の特定の費用又は損失である。 ・その発生が当期以前の事象に起因する。 ・発生の可能性が高い。 ・その金額を合理的に見積ることができる。
38	引当金及び偶発事象 - 環境及び除去に関する費用	(IAS37.19, 21) IAS第37号に定める一般原則を、環境及び除去費用等の引当に際しても適用する必要がある。すなわち、費用負担の法的又は推定的債務が存在する場合に、引当金を計上する。	(資産除去債務に関する会計基準第3項) 有形固定資産の除去に関して法令又は契約で要求される法律上の義務及びそれに準ずるものについて、資産除去債務の計上が求められる。 環境対策に係る引当金について該当する基準はなく、一般的計上要件(企業会計原則注解18)に従って計上する。
39	収益認識 - 基本概念	(IFRS15.2, Appendix A) 収益とは、資本参加者からの抛出に関連するもの以外で、資本の増加をもたらす会計期間中の企業の通常の活動過程で生じる経済的便益の増加をいう。 収益は、顧客への財又はサービスの移転と交換に、企業が権利を得ると見込む対価を反映した金額で認識する。	(企業会計原則第二3B) 売上高は、実現主義の原則に従い、商品等の販売又は役務の給付によって実現したものに限り認識される。
40	収益認識 - 5ステップモデル	IFRS第15号の基本原則は、次の5つのステップから構成されるモデルを用いて適用される。 1. 顧客との契約を特定する 2. 契約における履行義務を識別する 3. 取引価格を決定する 4. 取引価格を契約における各履行義務に配分する 5. 各履行義務が充足された時点で(または充足されるにつれて)収益を認識する 顧客との契約に当該モデルを適用するにあたり、各ステップにおいて、関連するすべての事実および状況を考慮し、判断することが求められる。IFRS第15号は、当該5つのステップから構成されるモデルに加え、契約獲得の増分コストおよび契約履行に直接関連するコストの会計処理についても定めている。IFRS第15号には、知的財産のライセンス、製品保証、返品権、本人か代理人かの検討、追加の財またはサービスに対する選択権、顧客の権利不行使といった特定の一般的な契約に同基準の規定を適用する際の適用ガイダンスが定められている。	日本では、企業会計原則の損益計算書原則に、「売上高は実現主義の原則に従い、商品等の販売または役務の給付によって実現したものに限る。」とされているものの、収益認識に関する包括的な会計基準はこれまで開発されていなかった。 企業会計基準委員会は、2018年3月30日に企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」および企業会計基準適用指針第30号「収益認識に関する会計基準の適用指針」を公表し、2021年4月1日以後開始する連結会計年度および事業年度の期首から適用される。ただし、早期適用が可能である。

番号	項目	国際財務報告基準(IFRS)	日本基準 (一般に公正妥当と認められる会計原則)
41	株式報酬 - 持分決済型の株式報酬取引の測定日	(IFRS2.11-13) ・従業員等との取引：付与日 ・従業員等以外との取引：財貨又はサービスの受領日	(ストック・オプション等に関する会計基準第6, 14, 15項) ・従業員等との取引 ・財貨又はサービスの取得の対価としてストック・オプションを付与する取引：付与日 ・従業員等以外との取引 ・財貨又はサービスの取得の対価として自社株式オプションを付与する取引：付与日(契約成立時点) ・財貨又はサービスの取得の対価として自社の株式を交付する取引：契約日
42	株式報酬 - 持分決済型の株式報酬取引の測定方法	(IFRS2.10-13) ・従業員等との取引：付与した資本性金融商品の公正価値で測定 ・従業員等以外との取引：受領した財貨又はサービスの公正価値で測定。受領した財貨及びサービスの公正価値が信頼性をもって測定できない場合にのみ、付与した資本性金融商品の公正価値に基づいて測定。	(ストック・オプション等に関する会計基準第6, 14, 15項) ・従業員等との取引： ・ストック・オプション付与時：通常、市場価格を観察することができないため、合理的な価額の見積りに関して広く受け入れられている算定技法で測定 ・従業員等以外との取引： ・対価として用いられた自社株式オプション(又は自社の株式)の公正な評価額もしくは取得した財貨又はサービスの公正な評価額のうち、いずれかより高い信頼性をもって測定可能な評価額で測定
43	従業員給付 - 確定給付制度債務の期間配分方法	(IAS19. 67, 70) 給付算定式方式 ただし、後期の年度における従業員の勤務が、初期の年度より著しく高い水準の給付を生じさせるような場合には、昇給の影響を除き、従業員の勤務がそれ以上の重要な給付を発生させなくなる日まで定額法で按分する。	(退職給付に関する会計基準第19項、退職給付に関する会計基準の適用指針第11, 12, 13項) 次のいずれかの方法を選択適用 ・期間定額基準 ・給付算定式基準(なお、勤務期間の後期における給付算定式に従った給付が、初期よりも著しく高い水準となるときには、当該期間の給付が均等に生じるとみなして補正した給付算定式に従う)。
44	従業員給付 - 確定給付制度-資産計上など	(IAS19.8, 64) 確定給付制度において積立超過がある場合、確定給付資産の純額として認識しうる額は、当該積立超過の額又はアセット・シーリングのいずれか低い金額に制限される。	(退職給付に関する会計基準第13項) 年金資産の額が退職給付債務を超える場合には、資産として計上する(なお、個別財務諸表については別個の定めがある。(退職給付に係る会計基準第39項(1))。)
45	従業員給付 - 確定給付制度 - 割引率	(IAS19.83) 以下の順序で検討する。 割引率は、退職後給付債務と同一通貨で同様の期日を有する優良社債の報告期間の末日現在の市場利回りを参照して決定する。 そのような社債について厚みのある市場が存在しない通貨では、報告期間の末日現在における当該通貨建の国債の市場利回りを使用しなければならない。	(退職給付に関する会計基準第20項注解6, 退職給付に関する会計基準の適用指針第24項) 安全性の高い債券の利回りを基礎として決定する(検討にあたり順序はない)。 割引率の基礎とする安全性の高い債券の利回りとは、期末における国債、政府機関債及び優良社債の利回りが含まれる。

番号	項目	国際財務報告基準(IFRS)	日本基準 (一般に公正妥当と認められる会計原則)
46	従業員給付 - 確定給付制度- 期待運用収益	(IAS19.123) 期待運用収益という概念はない。 上記で算定された割引率を確定給付制度負債 (資産)の純額に乗ずることで、確定給付制度 負債(資産)の純額に係る利息純額を算定す る。	(退職給付に関する会計基準第23項、退職給付 に関する会計基準の適用指針第21、25項) 期待運用収益は、期首の年金資産の額(期中に 年金資産に重要な変動があった場合には、こ れを反映させる)に合理的に期待される収益率 (長期期待運用収益率)を乗じて計算する。 利息費用は、期首の退職給付債務に割引率を 乗じて計算する。
47	従業員給付 - 確定給付制度 - 過去勤務費用	(IAS19.103) 制度改訂又は縮小の発生時と、会社に関連す るリストラ費用や解雇給付を認識した時のい ずれか早い時期に過去勤務費用を損益として 認識する。	(退職給付に係る会計基準第15、25項注解9、 10、退職給付に関する会計基準の適用指針第 33、41、42、43項) 過去勤務債務は、原則として各期の発生年度 費用処理又は各期の発生額について、平均残 存勤務期間以内の一定の年数で按分した額を 每期費用処理する。また、当期に発生した未 認識過去勤務費用は税効果を調整の上、その 他の包括利益を通じて純資産の部に計上す る。 その他の包括利益累計額に計上されている未 認識過去勤務費用のうち、当期に費用処理さ れた部分について、その他の包括利益の調整 (組替調整)を行う。 退職金規程等の改訂が頻繁に発生する場合の 過去勤務費用については、未認識過去勤務費 用の残高の一定割合を費用処理する方法によ ることができる。なお、数理計算上の差異に ついては当期発生額を翌期から費用処理する 方法は許容されているが、過去勤務費用につ いては許容する規定はない。 退職従業員に係る過去勤務費用は、他の過去 勤務費用と区分して発生時に全額を費用処理 することが可能である。 過去勤務費用と数理計算上の差異の費用処理 年数は別個に設定することが可能である。

番号	項目	国際財務報告基準(IFRS)	日本基準 (一般に公正妥当と認められる会計原則)
48	従業員給付 - 確定給付制度 - 数理計算上の 差異	(IAS19.8, 63, 122) 確定給付制度負債(又は資産)の純額を財政状態計算書に認識しなければならない(そのため、数理計算上の差異の遅延認識は認められない)。 その他の包括利益に計上された数理計算上の差異の純損益への振替は認められない。	(退職給付に関する会計基準第15, 24項注解7, 退職給付に関する会計基準の適用指針第33項-第40項, 第43項) 数理計算上の差異は、原則として各期の発生額について、発生年度に費用処理又は平均残存勤務期間以内の一定の年数で按分した額を毎期費用処理する。また、当期に発生した未認識数理計算上の差異は税効果を調整の上、その他の包括利益を通じて、純資産の部に計上する。 その他の包括利益累計額に計上されている未認識数理計算上の差異のうち、当期に費用処理された部分について、その他の包括利益の調整(組替調整)を行う。 数理計算上の差異については、未認識数理計算上の差異の残高の一定割合を費用処理する方法によることができる。また、数理計算上の差異については、当期の発生額を翌期から費用処理する方法を用いることもできる。 過去勤務費用と数理計算上の差異の費用処理年数は別個に設定することが可能である。
49	従業員給付 - 確定給付制度 費用	(IAS19.120) 確定給付制度費用に関して、勤務費用及び確定給付制度負債(資産)の純額に関する利息純額は純損益に、また再測定項目はその他の包括利益に認識する。 ただし、他の基準書が資産の原価に含めることを求めている、又は許容している場合は除く。	(退職給付に関する会計基準第14, 15, 28項注解2) 次の項目の当期に係る額は、退職給付費用として、当期純利益を構成する項目に含めて計上する。 ・勤務費用 ・利息費用 ・期待運用収益 ・数理計算上の差異に係る当期の費用処理額 ・過去勤務費用に係る当期の費用処理額 退職給付費用は、原則として売上原価又は販売費及び一般管理費に計上する。
50	従業員給付 - 未払有給休暇	(IAS19.13-18) 累積型については、将来の有給休暇に対する権利を増加させる勤務を従業員が提供したときに、有給休暇に係る予想コストを認識することが求められる。 非累積型については、休暇取得時に認識する。	該当する基準はない。

第 7 【外国為替相場の推移】

ユーロと日本円の為替相場は、日本国内において時事に関する事項を掲載する 2 以上の日刊新聞紙に当該半期中において掲載されているので、記載を省略する。

第 8 【提出会社の参考情報】

提出書類

有価証券報告書及びその添付書類(事業年度 自 平成31年 1 月 1 日 至 令和元年12月31日)
令和 2 年 6 月30日 関東財務局長に提出

上記以外に、令和 2 年 1 月 1 日以降本半期報告書提出日までの間に金融商品取引法第25条第 1 項に基づき提出した書類はない。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

第1 【保証会社情報】

該当事項なし

第2 【保証会社以外の会社の情報】

該当事項なし

第3 【指数等の情報】

該当事項なし